

# 小山市における 新型コロナウイルス感染症 対応のまとめ

令和2年2月～令和5年5月

# 目次

## はじめに(P2～)

### I. 新型コロナウイルス感染症対策本部の組織体制(P3～)

1. 小山市新型コロナウイルス感染症対策本部の組織体制(P3～)
2. 対策本部の経過・人員体制(P5～)

### II. 感染状況の推移(P7～)

1. 各期間における感染状況等(概要) (P7～)
2. 小山市の新規陽性者数の推移(R2.4.1～R4.9.26) (P8～)
3. 陽性者数の推移と主要な県及び市の対策(まとめ) (P9～)
4. 各期間ごとの振り返りと主な取組み(P12～)

### III. 各関係機関との連携(P34～)

1. 栃木県との連携(P34～)
2. 県南健康福祉センターとの連携(P35～)
3. 医療機関等との連携(P36～)

### IV. 市における主要な取組み(P37～)

1. 新型コロナワクチン接種の推進(P37～)
2. 感染防止・社会経済等に係る各種対策(P54～)
  - (1)市民への対策(P54～)
  - (2)飲食店、商業・工業等事業所への対策(P54～)
    - ①飲食店、商業関係(P54～)
    - ②工業関係(P55～)
  - (3)高齢者、障がい者、妊産婦・こども等への支援(P56～)
    - ①高齢者施設等への支援(P56～)
    - ②障害福祉サービス施設等への支援(P58～)
    - ③妊産婦・こども等への支援(P59～)
  - (4)災害時の対策(P63～)
  - (5)学校における対応(P65～)
  - (6)外国籍の方への支援(P74～)
  - (7)その他 検査費用助成等(P76～)

### V. コロナ対応の評価と課題(P77～)

## おわりに

## 参考資料

各部署におけるコロナ関連対策一覧

## はじめに

令和元(2019)年12月、中国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎患者が複数報告され、その後、新型コロナウイルス感染症(Covid-19)とされました。このウイルスは短期間で世界中に拡がり、令和2(2020)年1月16日には国内1例目の患者が報告されました。

栃木県では令和2年2月22日に、1例目の新型コロナウイルス患者が確認され、本市においては同年4月11日に1例目の患者が確認されたところです。

それから約3年に及ぶ新型コロナウイルスとの長い闘いに際し、本市では栃木県や医療機関等関係者との連携を図り、それらの方々のご尽力のもと、また、市民・事業者の皆様のご協力をいただきながら、住民に最も身近な自治体として「市民の命と暮らしを守る」ため、様々な取り組みを行ってきました。

そのような中、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同様に5類感染症に変更されました。

この資料は、これまでの本市における新型コロナウイルス感染症の発生状況と、その時々の方針について整理し、将来起こりうる有事に対し、より有効な備えと施策立案のための参考資料として活用できるよう、記録として残すものです。

# I. 新型コロナウイルス感染症対策本部の組織体制

## 1. 小山市新型コロナウイルス感染症対策本部の組織体制

小山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱より

【法的根拠】 新型インフルエンザ対策等特別措置法(平成24年法律第31号)第34条1項の規定に基づき設置

【設置日】 令和2年2月20日

【趣 旨】

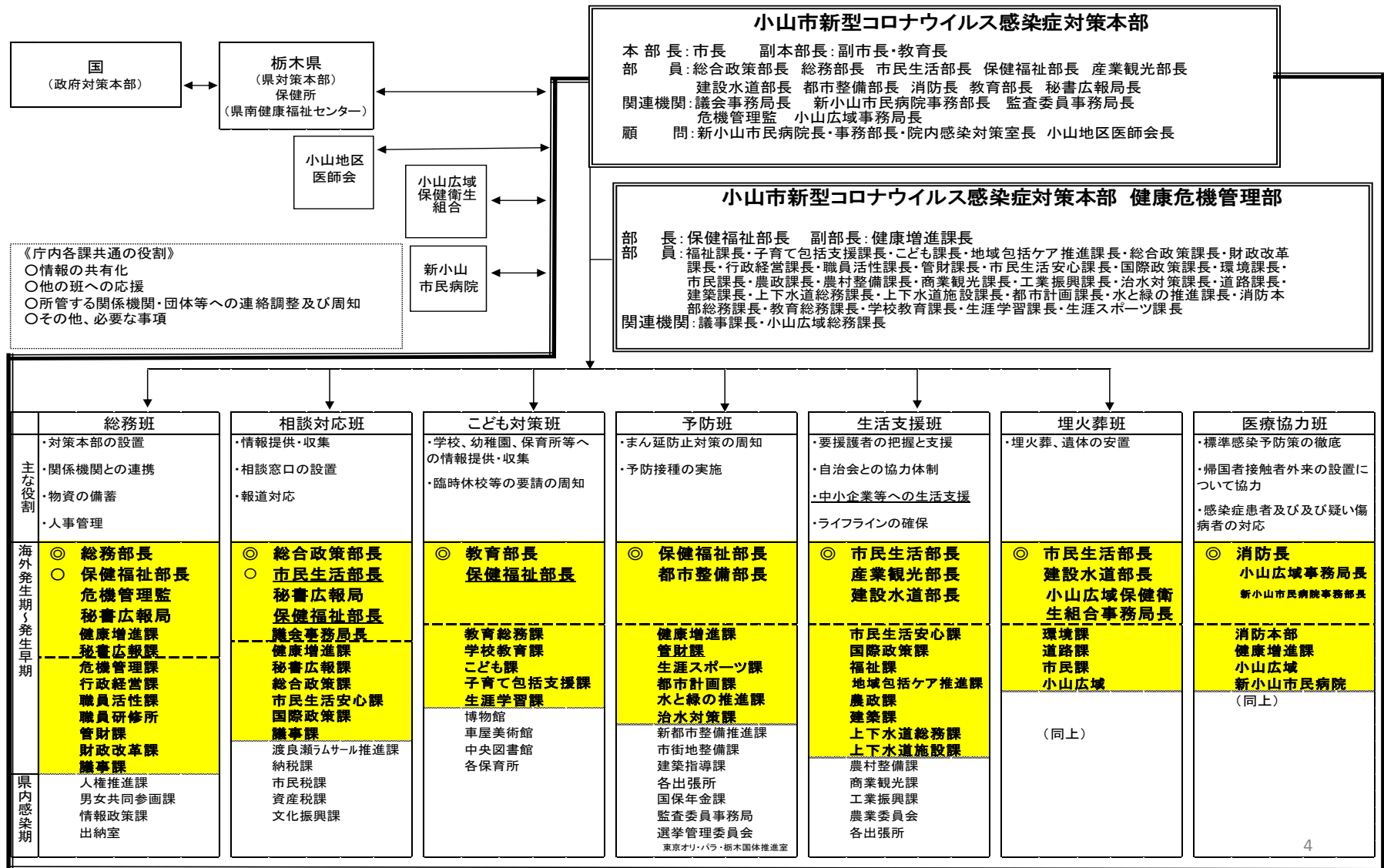
新型コロナウイルス感染症の市内及び近隣市町における発生(以下「発生」という。)に備えた対策の構築及び発生時の対策を講じるため、小山市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、市民の生命及び健康並びに市民生活及び市民経済の保護等を図るもの。

【所掌事務】

- ア 新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対策に関すること。
- イ 新型コロナウイルス感染症の発生時の防疫及びまん延防止に関すること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の発生時の市民の健康の確保に関すること。
- エ 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び市民等に対する情報提供に関すること。
- オ 関係機関との連絡調整に関すること。
- カ その他、新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対策及び発生時の対策に関し必要な事項。

【組織図】 次ページ参照

# 小山市新型コロナウイルス感染症対策本部組織図 (小山市新型インフルエンザ等対策本部構成員に準ずる) 令和2年8月3日現在



## 2. 対策本部の経過・人員体制

### (1) 対策本部設置の経過

R2.1.26 小山市新型コロナウイルス対策準備本部を設置

同日 第1回対策準備本部会議の開催

R2.2.3 第3回対策準備本部会議開催後、「対策本部」設置が決定

R2.2.20 小山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置

### (2) 対策本部設置後の会議開催状況

| 年 度 | 開催回数 |
|-----|------|
| R元  | 41回  |
| R2  | 118回 |
| R3  | 39回  |
| R4  | 19回  |
| R5  | 1回   |

### (3) 事務局体制

事務局：健康増進課

| 年度 | 主な体制の推移                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R元 | 部長：保健福祉部長、副部長：健康増進課長、他部員は参考資料のとおり<br>事務局における庶務：健康増進課各係長5名及び健康増進係係員(5名)                                                                                                                                                                                         |
| R2 | <b>6月事務局職員1名増員</b><br>感染症・新型インフルエンザ等対策のため、 <u>事務職員1名増員</u> (健康増進係配置により、係長以下7名に)<br><b>R3.1.18 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム【12名】の設置</b><br>設置目的：令和3年前半までに全国民へのワクチン接種を行うとの国の方針に鑑み、予防接種体制の確保及び市民への円滑な実施<br>構成員 総括者：保健福祉部長、総括補佐：6名、チーム員：5名<br>(内他課からの増員5名 主幹級1、副主幹級1、主査級2) |
| R3 | <b>R3.6.16 新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを7名増員し、計10名体制となる。</b><br>R3.7月～課内職員を新型コロナウイルス感染症対策対応のため、兼務業務制をとる<br>(第5波による感染急拡大及びコロナ関連新規事業実施のため)*一部職員を除く                                                                                                                       |
| R4 | <b>新型コロナウイルスワクチン接種対策チームは7名となり、その他感染症対応は課内職員が兼務で課内横断的に対応</b>                                                                                                                                                                                                    |

# 健康増進課 新型コロナウイルス対策全体組織図

## 【新型コロナウイルスに関する情報収集・統計・発信】

- ・栃木県からの感染者情報収集、発信(ロゴチャット)  
平日:担当者 土日祝日:課長・補佐
- ・統計(ホームページ更新)  
平日:担当者 土日祝日:休み明けの平日に更新

## 対策総括

◎課長 ○課長補佐 ○ワクチンTLチーム

対策本部設置・運営  
課長他4名

## 【関係機関との連絡調整】

- 小山地区医師会
- 県南健康福祉センター
- 教育委員会
- 高齢者・障がい者施設

## 【感染予防】

### 【感染予防に関する広報・啓発】 (ワクチン接種啓発等含む)

- ・おーらじ、広報、行政チャンネル、デジタルサイネージ、ホームページ、SNS
- ・防災無線
- ・飲食店等事業者への感染防止対策の周知啓発

### 【PCR検査・抗原検査関係】

- ・抗原検査事業  
陽性者が発生した社会福祉施設等の接  
触者に対し、抗原検査を実施する。
- ・検査費用助成事業  
PCR等の検査費用の助成を行う。

### 【ワクチン接種】

#### 【総括に関すること】

- ・計画進捗管理、・総合調整、・公表に関すること

#### 【集団接種(高齢者・一般)】

- ・集団接種会場調整(8か所)、・通知文作成
- ・会場運営に関すること(中止対応含む)
- ・余剰分ワクチン対応(リスト作成・連絡)

#### 【個別接種】

- ・医師会との調整、・ワクチンの分配、医療機関等への配送管理

#### 【高齢者施設等】

- ・高齢者施設、障がい者施設入所者接種調整
- ・高齢者施設等従事者接種

#### 【職域接種、学校接種】

- ・小中学校、高校、大学との調整

#### 【ワクチン管理および衛生物品管理】

#### 【国のシステム(V-SYS)、接種券発行、接種済証発行】

- ・接種後の予診票整理、・接種実績報告
- ・接種券送付(対象者108,418人)、・接種券再発行
- ・基礎疾患申請者、・身障手帳保持者

#### 【予約管理、コールセンター、情報発信】

- ・予約調整、・ホームページ更新、メール処理(取りまとめ)

## 【療養者支援】

【生活支援】  
R3.6月～  
R5年3月末

【健康相談】  
R3.6月～  
R5年3月末

【パルスオキシ  
メーター貸出】  
R3年9月～R4  
年3月末

## 【医療機関 支援】

【物価高騰に係  
る医療機関運営  
支援事業補助金  
(光熱費・食糧  
費)】  
R4年9月～R5  
年3月末

## 【庶務】

- ・契約(集団・医師会・配送等)
- ・交付金、補助金管理
- ・国保連への請求

- ・寄付受入れ、支払い

【予診票入力】

【消毒液補充】

## Ⅱ. 感染状況の推移

### 1. 各期間における感染状況等(概要)

栃木県内1例目を確認した2020年2月22日から、2023年5月7日までの全国的な感染の拡大と収束の傾向をふまえ、本書においては、県に準じ、以下のように各期間(第1波～第8波)を定義した。また、その感染拡大の主流となった株の種類等に応じ第Ⅰ期から第Ⅵ期に分け、各期の感染状況等概要を取りまとめた。

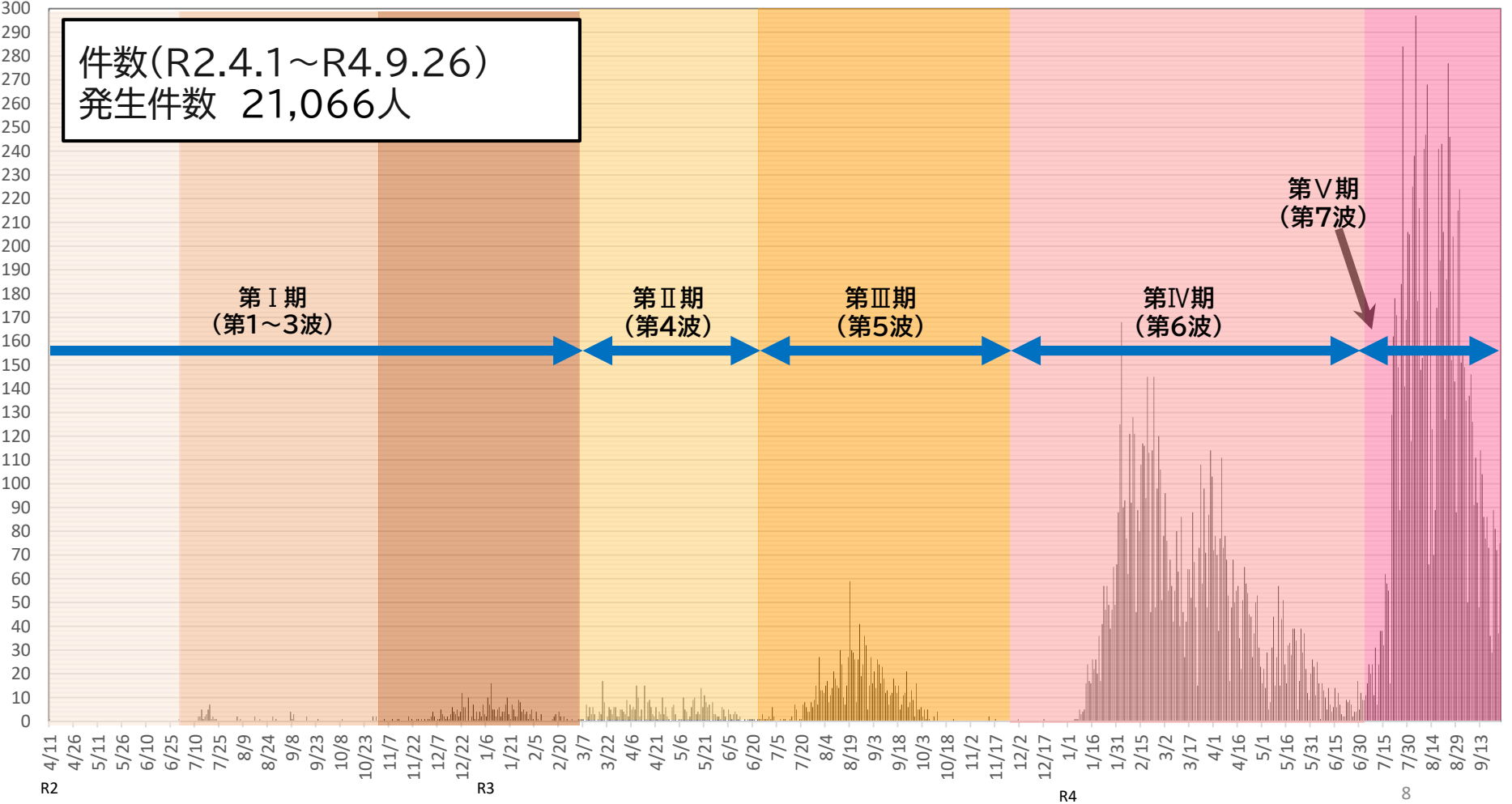
| 全期間 | R2年(2020年)2月22日～R5年(2023年)5月7日 |                         |
|-----|--------------------------------|-------------------------|
| 第Ⅰ期 | 第1波                            | 2020年 2月22日～2020年 6月30日 |
|     | 第2波                            | 2020年 7月 1日～2020年10月31日 |
|     | 第3波                            | 2020年11月 1日～2021年 2月28日 |
| 第Ⅱ期 | 第4波                            | 2021年 3月 1日～2021年 6月30日 |
| 第Ⅲ期 | 第5波                            | 2021年 7月 1日～2021年11月30日 |
| 第Ⅳ期 | 第6波                            | 2021年12月 1日～2022年 6月30日 |
| 第Ⅴ期 | 第7波                            | 2022年 7月 1日～2022年 9月30日 |
| 第Ⅵ期 | 第8波                            | 2022年10月 1日～2023年 5月 7日 |

\*なお、市の感染者数については、県が市町別の感染者数を公表したR2.4.1～R4.9.26発表分について次ページ以降にグラフ化した。



## 2. 小山市の新規陽性者数の推移(R2.4.1～R4.9.26まで)

(人数)



※R2.12.27までは県HPより判明日別件数。以降は新規感染者数。

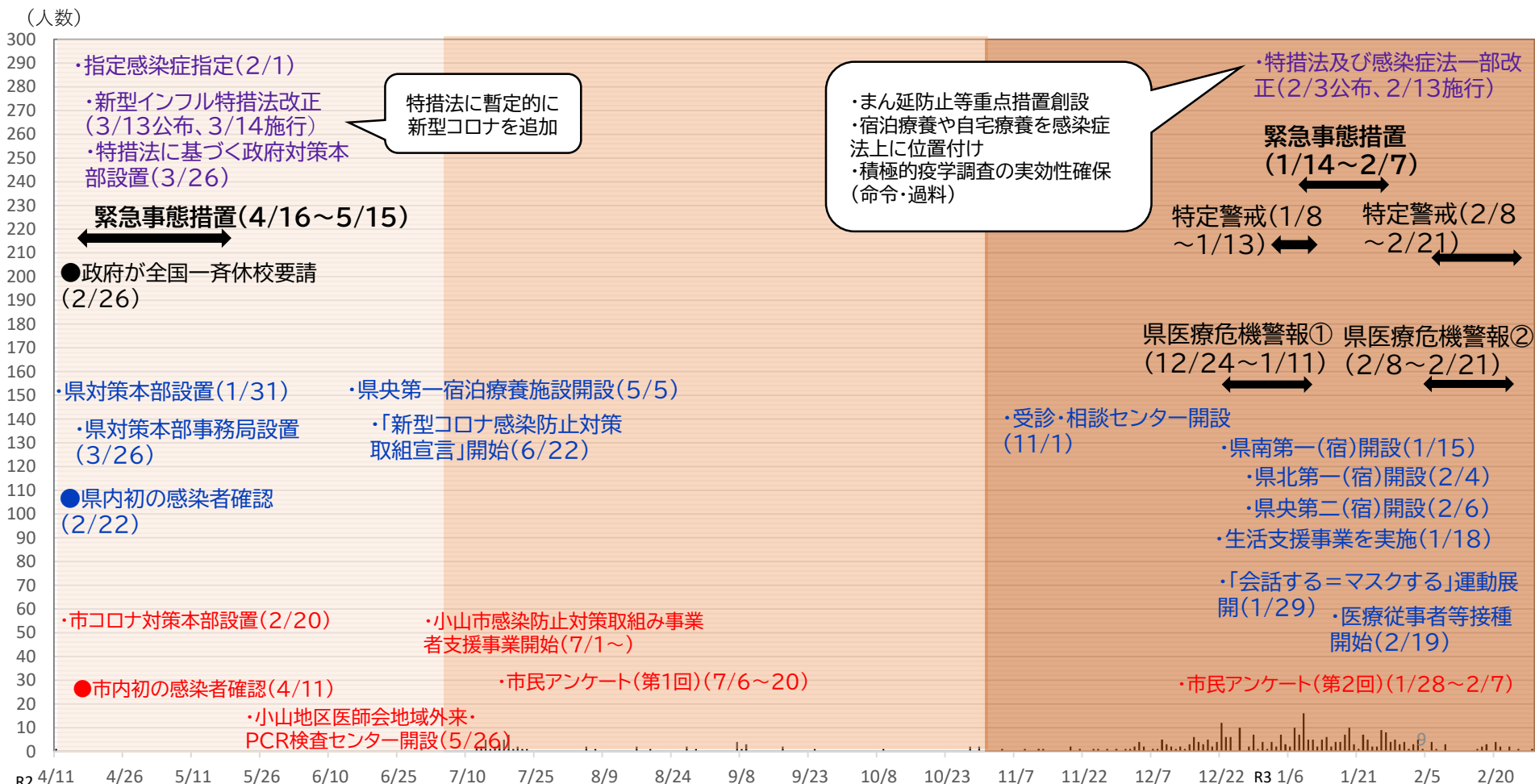
### 3. 陽性者数の推移と主要な県及び市の対策(まとめ)

\* グラフの始期は小山市の感染者が確認された日からとする。

#### 第1波(R2.2～6)

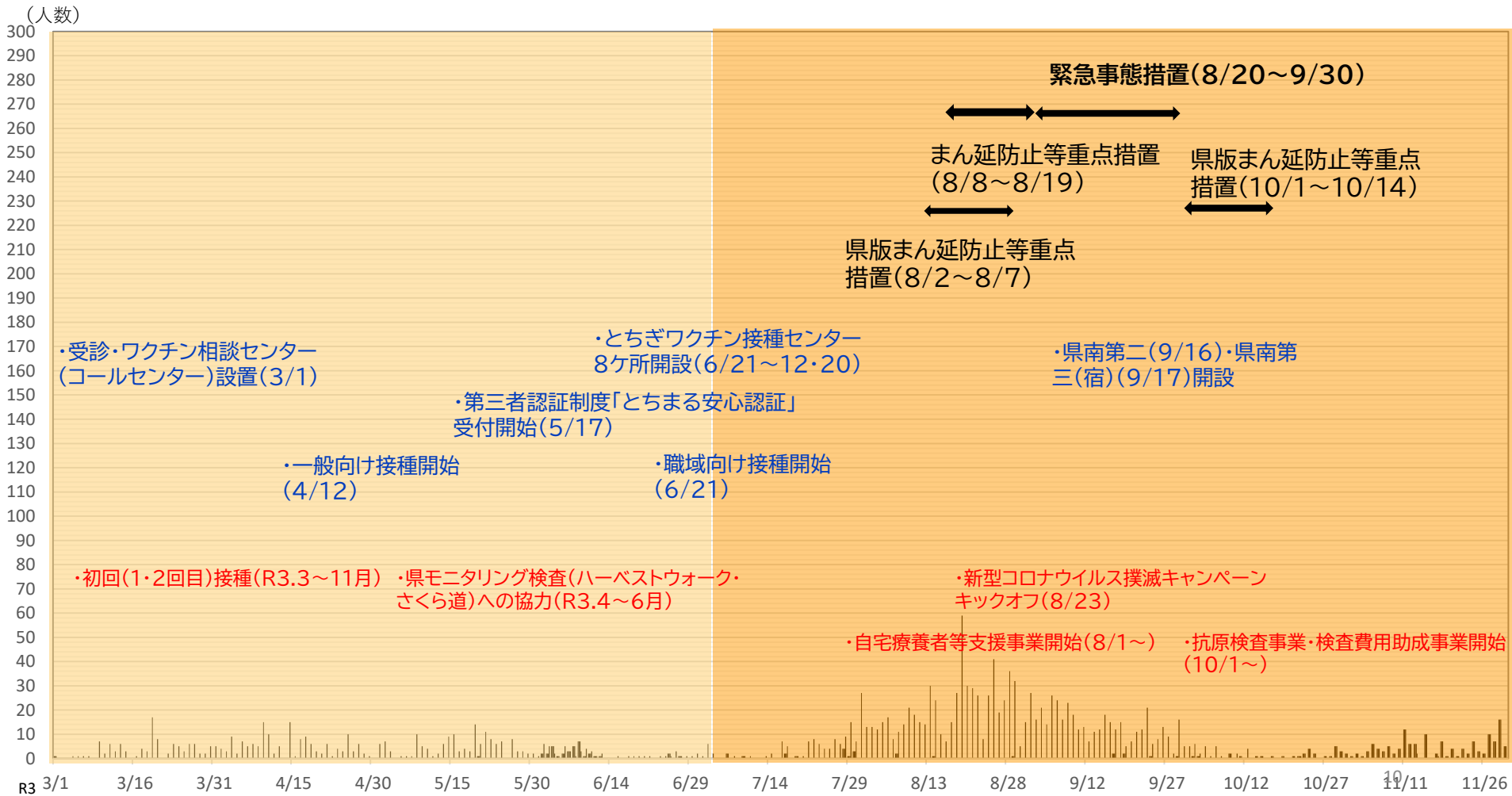
#### 第2波(R2.7～10)

#### 第3波(R2.11～)



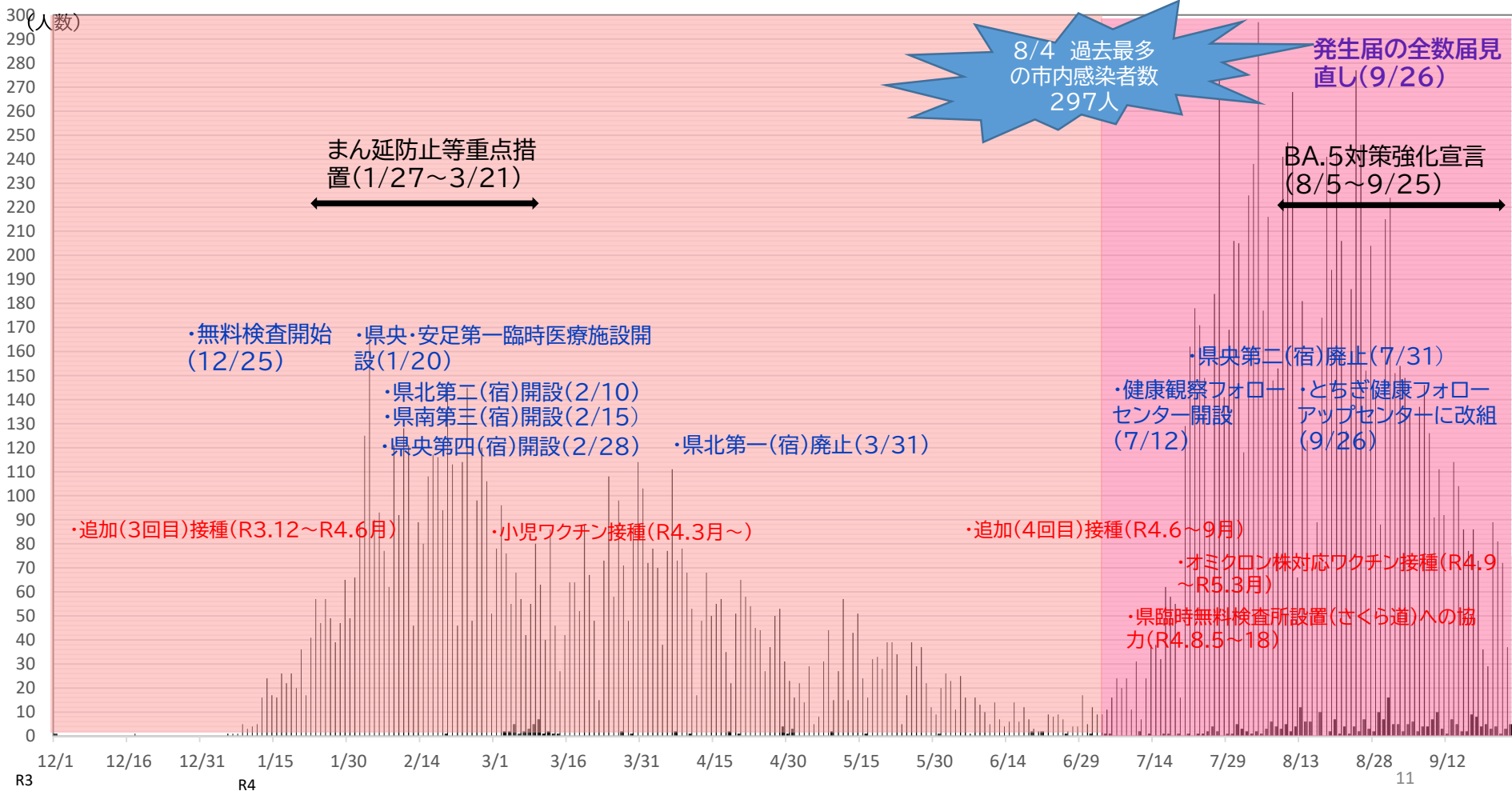
## 第4波(R3.3～6)

## 第5波(R3.7～11)



## 第6波(R3.12~R4.6)

## 第7波(R4.7~9)



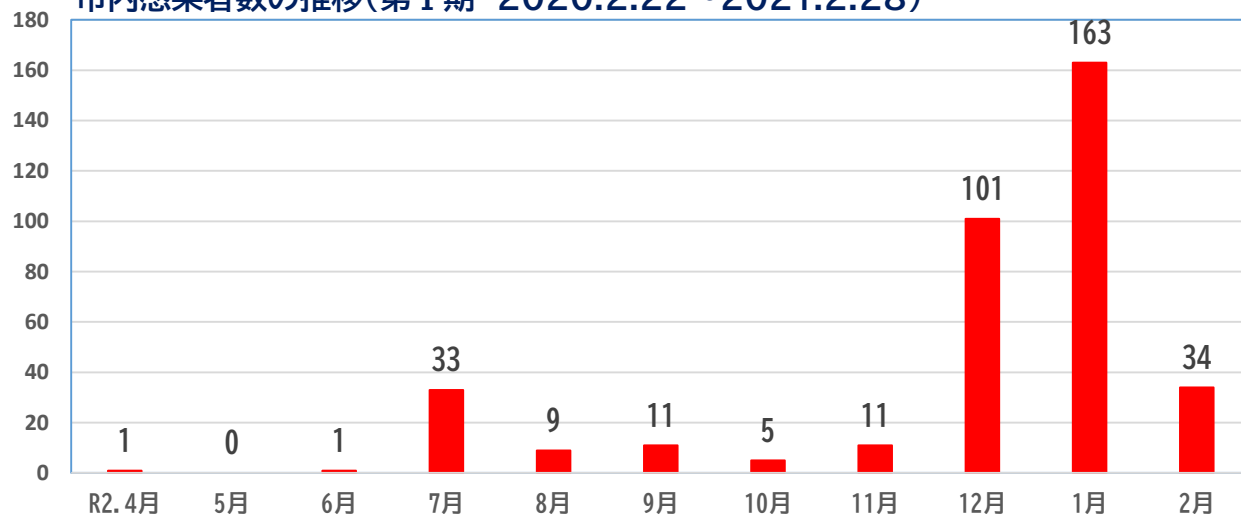
## 4. 各期間ごとの振り返りと主な取組み

### 第Ⅰ期(2020.2.22～2021.2.28)

#### (1) 感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- 新型コロナウイルス感染症の特性などが十分に判明していない中、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ全国的に急速な拡がりが確認された点などから、**7都府県が令和2(2020)年4月7日、緊急事態措置を実施すべき地域とされ、4月16日には栃木県ほか全都道府県へ拡大。期間中は外出自粛要請や学校等への休止要請を行った。**
- 年末には栃木県が医療危機警報を発出したことを受け、市民に帰省や忘年会等の開催の慎重な判断など注意喚起の啓発を行った。**
- 令和3(2021)年1月上旬には感染経路に関する国の分科会の見解などから、栃木県が「会食・飲食による感染リスクを抑えるため、**飲食店等への営業時間短縮の協力要請を実施し、2月上旬には2回目の医療危機警報を発出。**これを受け、市でも県の対策に関する周知啓発を行った。

市内感染者数の推移(第Ⅰ期 2020.2.22～2021.2.28)



#### <市内の感染状況>

4月から感染者の居住地別の発生状況が公表されるようになった。これまでは月の感染者数は0～多い月でも7月の33人だったが、12月以降、連日感染者が発生するようになった。年末年始で人流の増加に伴い、感染者数も増加し、1月には163人とⅠ期中では最多の感染者数となった。

## (2)対策の実施状況

### 栃木県の協力要請等に対する市の取組み

| 時期、主な要請・対策                   | 要請・対策等の内容                                                                                 | 市の取組み                                                                              |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| R2.4.16<br>(～5.15)<br>緊急事態宣言 | 不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請、学校、遊興施設等に対して休止要請                                                   | 不要不急の外出自粛の周知徹底、保育園等の縮小保育・登園自粛、小・中・義務教育学校休業、学童保育クラブ通所自粛、市職員の在宅勤務拡大、市税等の徴収猶予、水道料金減免等 |
| R2.5.7                       | 感染拡大防止協力金(県の休業要請・協力依頼に応じた事業者)申請開始                                                         | 雇用調整助成金利用促進補助事業開始(6月～)<br>小山市感染防止対策取組事業者支援事業開始(7/1～)                               |
| R2.6.22                      | 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」開始                                                                       | 新型コロナウイルスに係る「市民アンケート」(第1回)の実施(7/6～7/20)                                            |
| R2.12.24<br>医療危機警報①          | 年末年始の帰省、忘年会や新年会の開催の慎重な判断やGoToEat事業の新規食事券発行の一時停止などの協力要請・注意喚起                               | 市長メッセージ等での「年末年始の過ごし方」や「忘年会・新年会での『静かな会食』の徹底」等の周知啓発の強化                               |
| R3.1.8<br>特定警戒               | 不要不急の外出自粛要請、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の営業時間の短縮要請(5時～20時)、イベントの開催制限要請<br>生活支援事業＜食料品や必要物資(消毒液等)＞開始 | 県の要請に基づく外出自粛・営業時間短縮等に関する周知徹底、令和3年小山市成人式の延期他、各種イベントの中止、学校体育施設夜間開放中止、各部署におけるBCP再検討   |
| R3.1.14<br>緊急事態宣言            | 県内外を問わず不要不急の外出自粛要請、飲食店等の営業時間の短縮要請(5時～20時)、酒類提供(11時～19時)、イベントの開催制限要請                       | 感染拡大防止営業時間短縮協力金第2弾(国8割、県・市2割)への協力、県の対応に準ずる公共施設等の利用制限                               |

## 栃木県の協力要請等に対する市の取り組み

| 時期、主な要請・対策             | 要請・対策等の内容                                                                                                                                                         | 市の取り組み                                                                                                                                                                                             |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3.1.25～               | 営業時間短縮協力金(飲食店等)【第1弾】申請開始                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>県との合同による市民への呼びかけ活動及び繁華街における営業時間短縮遵守状況確認(市長以下幹部)(R3.1.20～R3.2.7)</li> <li>新型コロナウイルスに係る「市民アンケート」(第2回)の実施(R3.1.28～R3.2.7)</li> </ul>                           |
| R3.1.29～               | 「会話する＝マスクする」運動の展開                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                    |
| R3.2.8<br>特定警戒 医療危機警報② | <ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急の外出自粛要請、飲食店等の営業時間の短縮要請(5時～21時)、酒類提供(11時～20時)、イベントの開催制限要請</li> <li>宣言の対象地域除外後も危機感を共有し感染拡大を防ぐための注意喚起を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間短縮要請協力事業者支援事業開始(R3.2.4～)</li> <li>県の要請に基づく外出自粛・営業時間短縮等に関する周知徹底、時短営業に対する見回り調査実施<br/>県に準じたイベント開催・公共施設等の利用制限<br/>市民・事業者(外国人雇用企業含む)への感染拡大防止の周知啓発</li> </ul> |

## 第Ⅰ期における市独自の取り組み

### <JR小山駅構内及びさくら道への消毒液の設置>

JR小山駅は新幹線の停車駅として東京圏への通勤通学者の利用も多いこと等をふまえ、駅利用者等の感染防止対策の一環として、小山駅構内及びさくら道に消毒液を設置した。

設置期間 R2.2.20～



\*さくら道の消毒液設置の様子



# 第Ⅰ期における市独自の取り組み

## <小山市「新しい生活様式」実践宣言～Oyama New Lifestyle>

国が示した新型コロナウイルス感染症の予防のための「新しい生活様式」を市民に普及することを目的に、**小山市「新しい生活様式」実践宣言～Oyama New Lifestyle～**を作成し、また、「**おやまわがまち**」の市歌(編曲バージョン)にあわせて、日常生活の注意点をリズムカルにまとめた**DVD動画**(出演:おやま広報大使「おやまだいすキッズ」、チアパフォーマンスチーム「GOLD LUSH」)も作成した。

### 小山市「新しい生活様式」実践宣言

#### Oyama New Lifestyle!

私たち小山市民は、「新しい生活様式」を実践・定着させ、新型コロナウイルス感染症から、「自らの命」、「大切な人の命」、そして「社会全体」を守るため、ここに宣言します。

1. 「3つの密」を回避し、手洗い・手指消毒・換気をまめに行います。
1. 人と人の距離を確保し、会話をする時はマスクを着用します。
1. 買い物は、一人または少人数で、ずい時間済ませます。
1. 食事の時は、横並びで座り、会話を控えます。
1. テレワークやローテーション勤務で、働き方を工夫します。

令和2年6月11日 小山市



宣言書



DVDジャケット表紙より



## 第Ⅰ期における市独自の取組み

### <新型コロナウイルス感染症に係る「市民アンケート」の実施>

#### 1. 目的

市内に在住する方、市内に通勤通学されている方々に対し、新型コロナウイルス感染症によってどのような影響を受け、どのような支援を必要としているかを調査することで、今後の対策につなげていくために実施。

#### 2. 実施概要

##### (1) 調査対象者

市内に在住する方、市内に通勤・通学されている方

##### (2) アンケート期間

第1回: R2.7.6～7.20

第2回: R3.1.28～2.7

##### (3) 回答方法

かんたん申請(Web回答のみ)

##### (4) 回答件数

第1回: 738件

第2回: 173件

### <小山市感染防止対策取組事業者支援事業>

#### 1. 目的

不特定多数の市民と対面での接客を伴う事業所において、感染防止対策の取組みとして機器・備品等を導入する際に費用の一部助成をすることで、新しい生活様式の普及を図ることを目的に、**小山市感染防止対策取組事業者支援事業**を実施。

#### 2. 事業概要

##### (1) 対象事業者

感染予防策を講じた中小企業者であって、市内に対面による接客を伴う業務を行う事業所を有するもの

##### (2) 対象経費

感染予防のための機器・備品等の導入に要する経費

- ・飛沫感染予防資材 パーテーション、アクリル板設置等
- ・接触感染予防資材 自動手指消毒器、キャッシュレス化等
- ・空気感染予防経費 換気扇設置、窓設置等
- ・感染が疑われる者の把握器具 非接触型検温器購入等

##### (3) 補助率等

事業所あたり対象経費の2分の1以内で上限50,000円  
(1事業所1回限り)

##### (4) その他 ※「新しい生活様式」実践宣言について

支援金交付決定にあたり、市健康増進課による感染防止対策の確認を実施し、交付決定後に交付決定通知とともに送付する「新しい生活様式」実践宣言書を事業所に掲示することで、市民・事業者双方への定着を促進。

##### (5) 事業実施期間 R2.7.20～

##### (6) 申請件数: 174件

## 第Ⅰ期における市独自の取組み

### <新型コロナウイルス感染症に関する 「飲食店等に対する感染防止対策」の呼びかけ>

日 時 R2.9.9 19時～20時

場 所 小山駅西口の飲食店等

内 容 飲食店等に対して感染拡大防止に関する呼びかけ  
(①～④を店頭で説明、協力依頼)

- ① 感染防止対策の啓発
- ② 「とちまる安心通知」等のお知らせ
- ③ 市民の皆様へ
- ④ 小山市感染防止対策取組事業者支援金交付要領

参加者 協力団体

- ・ 栃木県社交飲食業生活衛生同業組合
- ・ 栃木県食品衛生協会
- ・ 小山商工会議所

県職員

市職員(商業観光課・健康増進課)

実 績 31店舗

### <季節性インフルエンザ予防接種費用助成の拡大>

趣 旨 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの  
同時流行が見込まれていることから、その対策として  
生後6か月児から中学生と妊婦をインフルエンザ予防  
接種の助成対象に追加し実施。

助成対象・助成金額並びに助成回数

| 助成対象        | 助成金額(円／回) | 助成回数 |
|-------------|-----------|------|
| 生後6か月～13歳未満 | 2,900円／回  | 2回   |
| 13歳以上(中学生)  |           | 1回   |
| 妊婦          |           | 1回   |

期 間 R2.10.1～R3.2.28

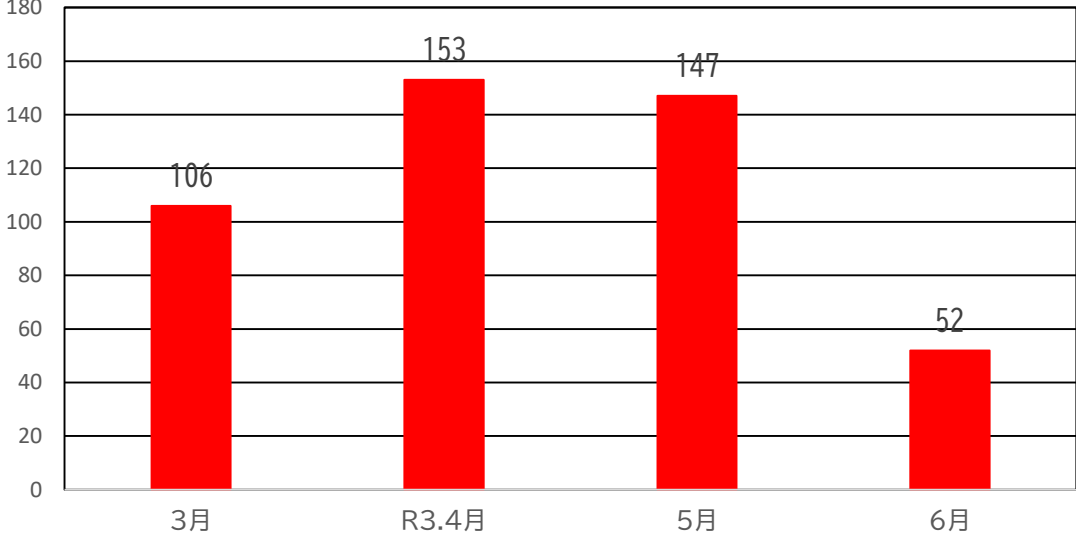
実 績 延べ 23,982回

# 第Ⅱ期(2021. 3. 1～2021. 6. 30)

## (1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- 栃木県内は、他都道府県に比べ新規感染者数はある程度抑えられたものの、感染力が強い**アルファ株への置き換わり**が進み、県内医療機関の病床使用率は40を上回る時期もあり、**医療提供体制の負荷が増加**した。一方で緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用要請を行う段階までには至らなかった。
- 東京都や沖縄県等には「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が適用されており、全国的には感染が拡大している点も踏まえ、栃木県は県民に対し県外への不要不急の外出自粛要請などを実施。これを受け、本市でも市民に対し、不要不急の外出自粛などの周知啓発を実施した。

市内感染者数の推移第Ⅱ期2021. 3. 1～2021. 6. 30



<市内の感染状況>  
年末年始で増加した感染者数が2月には激減したものの、3月以降、感染者数が再び増加。4月5月には前年12月の163人に迫る勢いで感染者が増加した。

## (2)対策の実施状況

### 栃木県の協力要請等に対する市の取組み

| 時期、主な要請・対策                     | 要請・対策等の内容                                                                                                                                                     | 市の取組み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3.3.8<br>県版ステージ2              | <ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大地域(緊急事態措置区域及び重点措置区域)への不要不急の移動は慎重に検討することを要請</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部会議において、感染者が確認された場合における小山市立学校・公立保育所・公設学童保育館名の公表について、原則非公表とすることを決定(3.9)</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |
| R3.3.20<br>県版ステージ2.5<br>(厳重警戒) | <ul style="list-style-type: none"> <li>1都3県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)への不要不急の移動は避けることを要請</li> </ul>                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>県のモニタリング検査への協力(4～6月小山駅中央自由通路(さくら道)及びハーベストウォーク)</li> <li>小山市中小企業者等一時支援金開始(4/12～)</li> <li>高齢者への先行接種予約受付開始(4/16 8:30～約5分で受付終了)</li> <li>デジタルサイネージ(市役所庁舎前及びさくら道)で市長メッセージを配信</li> <li>GWに向けて感染防止対策の徹底等の注意喚起(4/26～)</li> <li>栃木県と合同で飲食店への感染防止対策認証制度「とちまる安心認証」PR活動の実施(4/30)</li> </ul> |
| R3.4.10<br>県版ステージ2.5           | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者向け優先接種の開始(7月末までに希望する全ての高齢者への2回接種を完了)</li> </ul>                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| R3.5.15<br>県版ステージ2.5           | <ul style="list-style-type: none"> <li>県境をまたぐ不要不急の移動は避けることを要請</li> <li>県内の移動・外出についても慎重に判断することを要請</li> <li>5人以上の飲食・飲酒やパーティー及びこれに類するものについては、自粛するよう要請</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| R3.5.17                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者認証制度「とちまる安心認証」申請受付開始</li> </ul>                                                                                     | 小中義務教育学校インターネット接続高速化事業(5/1～)                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| R3.6.16                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>とちぎワクチン接種センター(とちぎ健康の森)の開設(～12/20)</li> </ul>                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## <県との合同による飲食店への感染防止対策認証制度「とちまる安心認証」PR活動>

1. 日 時 R3.4.30 16時～17時
2. 場 所 JR小山駅周辺飲食店
3. 内 容 店舗を直接訪問しての制度の周知・PR  
感染防止対策の取組状況の確認
4. 巡回方法 3班に分かれて、市幹部職員と県職員で訪問
5. 巡回店舗 合計24店舗
6. 配布資料 県：認証制度のPRチラシ、感染防止対策啓発チラシ  
市：市長メッセージ、市民の皆様へ



## 第Ⅱ期における市独自の取組み

### <外国人へのわかりやすいチラシでの啓発>

小山市（おやまし）の外国人（がいこくじん）の皆様（みな）さんへ やさしい日本語

**△新（あた）しいコロナウィルスの病気（びょうき）に  
警戒（けいかい）して ください。**



- ・家族（かぞく）以外（いがい）で5人（にん）以上（いじょう）の  
パーティーをしない
- ・パーティーをする時（とき）はオンラインを使（つか）うことを  
考（かんが）える



- ・家（いえ）のなかでもマスクをつける
- ・人（ひと）がたくさんいるイベントには行（い）かない

相談（そうだん）センター（せんたー）に電話（でんわ）をしてください  
電話番号（でんわばんごう）：0570-052-092  
24時間（じかん）いつでも電話（でんわ）できます。 2021.4.1



**Foreign Residents of Oyama City** 英語

**△ Stay alert to Covid-19**



- ・ Avoid dining in groups of 5 or more people but family
- ・ When organizing a party, consider making it online instead



- ・ Wear a mask in your house
- ・ Do not go to events where there are large groups of people

Please call the Coronavirus Consultation Centre  
Coronavirus Consultation Centre Phone Number: 0570-052-092  
Open 24 hours a day, 7 days a week. 2021.4.1



# 第Ⅲ期(2021.7.1～2021.11.30)

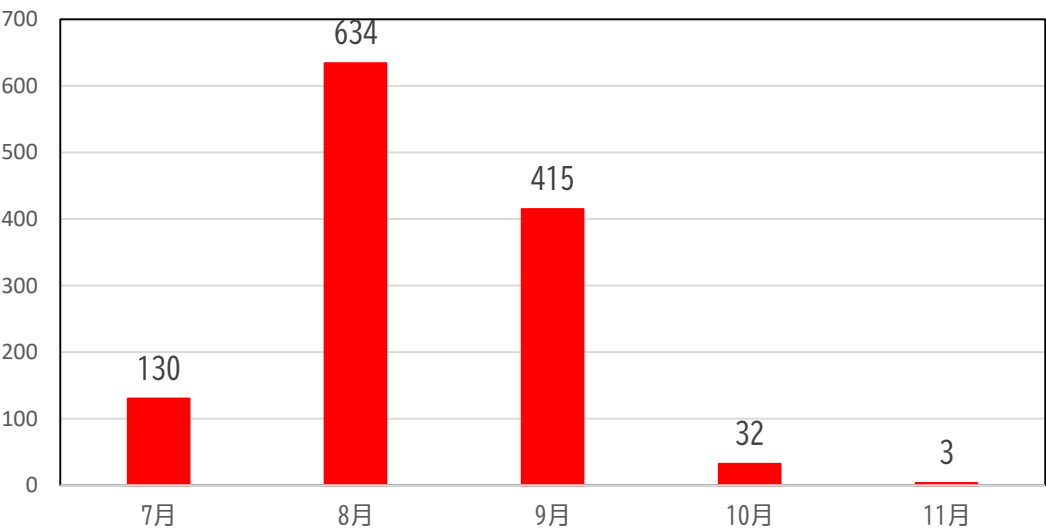
## (1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

アルファ株からデルタ株への置き換わりが進み、8月には第Ⅲ期において、県全体で月別最多の感染者数(5,033人)を確認し医療提供体制への負荷を確実に高めた。

栃木県は、8月上旬には感染の拡大を阻止し医療提供体制への負荷を低減させるため、「まん延防止等重点措置」、中旬には「緊急事態宣言」を発令し、不要不急の外出自粛や飲食店等への営業時間の短縮要請を実施した。

市では、感染者の増加を受け、自宅療養者を支援するために8月1日から「新型コロナウイルス感染者(自宅療養者等)支援事業を開始した。8月4日には県と合同による感染拡大防止の啓発を実施、その後市独自に8月23日から「新型コロナウイルス撲滅キャンペーン」を展開し、一斉街頭啓発等を実施した。

市内感染者数の推移第Ⅲ期(2021.7.1～2021.11.30)



<市内の感染状況>  
これまでは1桁だった1日の感染者数が、7月末以降、2桁になることが増え、8月19日には、1日の感染者数としては過去最多の59人を記録。8月1ヶ月間の感染者数は634人とこれまでの月別感染者数を大きくこえる数字となった。

## (2)対策の実施状況

### 栃木県の協力要請等に対する市の取組み

| 時期、主な要請・対策                  | 要請・対策等の内容                                                                                                                                                    | 市の取組み                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3.8.2<br>県版まん延防止等<br>重点措置  | 不要不急の外出自粛要請、都道府県間の移動の自粛<br>飲食店等の営業時間の短縮要請(5時～20時)、酒類<br>提供(11時～19時)<br>※区域7市(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光<br>市、小山市、真岡市)4日以降県全域                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染者(自宅療養者等)支<br/>援事業開始(8/1～)</li> <li>県のまん延防止等重点措置を受け、デジタル<br/>サイネージでの市長メッセージの配信や各種<br/>媒体を活用した不用不急の外出自粛等の啓<br/>発</li> </ul> |
| R3.8.8<br>まん延防止等重点措置        | 不要不急の外出自粛要請、都道府県間の移動の自粛<br>飲食店等の営業時間の短縮要請(5時～20時)、酒類<br>提供を行わない<br>※区域14市9町、12日茂木町、16日那珂川町                                                                   | JR小山駅さくら道構内及び駅西口周辺におけ<br>る県との合同啓発活動の実施(8/4)                                                                                                                                  |
| R3.8.20<br>緊急事態宣言           | 不要不急の外出自粛要請、都道府県間の移動の自粛<br>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等休業要請、<br>酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等の営業<br>時間の短縮要請(5時～20時)商業施設における人<br>数の管理・制限・誘導等の入場者の整理等を徹底要請                       | 緊急事態宣言を受け、県の要請内容を各種媒体<br>を活用して啓発<br>新型コロナウイルス撲滅キャンペーンの実施(8/23キックオ<br>フ)                                                                                                      |
| R3.10.1<br>県版まん延防止等<br>重点措置 | 飲食店等の営業時間の短縮要請(5時～20時)<br>酒類提供(11時～19時30分)、同一グループの入店<br>は、原則4人以内(但し、とちまる安心認証取得店は、<br>営業時間21時、酒類提供20時まで緩和)<br>※区域4市:足利市、栃木市、佐野市、小山市<br>混雑している場所や時間を避け少人数での行動を | 「新型コロナウイルス感染症抗原検査事業」「新<br>型コロナウイルス感染症検査費用助成事業」開<br>始(10/1～)<br>学校昇降口等に非接触型体温計付き消毒液ス<br>タンドを設置(10/11～)<br>市長名で食品衛生協会等を通じた飲食店への<br>感染防止対策の協力依頼通知発出(11/17)                      |



## <県との合同啓発活動の様子>

1. 開催日 R3.8.4(水)
2. 場 所 JR小山駅構内さくら道及び西口
3. 内 容
  - ①栃木県作成のパネルによる啓発
  - ②小山市作成による横断幕及びパネルによる啓発
  - ③音声(録音)による啓発
4. 参加者

【栃木県】副知事、総合政策部長、県民生活部長、  
県民生活部次長

【小山市】市長、副市長、産業観光部部長、  
保健福祉部部長ほか



\* 駅さくら道エレベーター前



\* 駅西口クラフト館前

**夏休み期間中のバーベキューや  
ホームパーティーは自粛をお願いします**



栃木県・小山市



**小山市の新規感染者数過去最多！  
20代～30代の感染者急増中**



栃木県・小山市



**ワクチン接種済みの方も  
マスク着用にご協力ください**



栃木県・小山市



\* 横断幕三種

# 第Ⅲ期における市独自の取組み

## <家庭内での感染防止対策用啓発チラシの作成・周知> R3.9月

### STOP! 家庭内感染 ~家庭内で注意したいポイント~

新型コロナウイルス感染症の「家庭内感染」が増加しています。大切な人を守るために、感染を広げないよう立ち回って対応しましょう。  
ご家族の方も熱を測るなど健康状態をこまめに観察し、不要不急の外出は避けましょう。少しでも不調を感じたときは出勤等は控えましょう。

#### 1 部屋を分け、家族との接触を避ける

患者は、できるだけ換気の良い個室に、極力部屋から出ずに、トイレや風呂など共用スペースの利用は最小限に。部屋から出る直前に手指消毒、食事や寝るときも別室で。

患者の入浴は家族が入った後、一番最後に。使ったものは乾かしてから消毒する。

★患者が用意するもの

- 使い捨てマスク □ティッシュ
- 消毒液 □十分な水分
- ビニール袋をかけたゴミ箱 (バケツやゴミ袋を併用できるものも可)

#### 2 定期的な換気

共有スペースなどは特にこまめに換気をし、空気を入れ替える。風の流れができるように2方向の窓を開けたり、扇風機を活用すると換気効率が高くなる。

#### 3 看病する人を限定する

看病が必要な場合は、看病する人を決めておく。(できれば1人)ただし、可能な限り、高齢者、持病のある方、妊婦には看病させないようにする。

患者の部屋へ入るときは、マスク、手袋、フェイスシールド、専用スリッパを必ず着用する。スポンのすそが床につかないよう気を付ける。

防護着やスリッパをぬぐときは、患者のいる個室の外で行い、再利用するものは境界線の中で消毒し、マスク・手袋は捨てて。手や顔を洗い、手指消毒をする。

★看病する人が用意するもの

- 使い捨てマスク □使い捨て手袋
- 消毒液 □ペーパータオル
- ビニール袋をかけたゴミ箱 (バケツやゴミ袋を併用できるものも可)
- フェイスシールド □ビニール袋
- バケツ □スリッパ
- ビニール製エプロンまたは使い捨てレインコート※

※患者の居室で着たものや履いたものを脱ぎ、手や顔を洗った後、洗面所やトイレで消毒する必要がある。必要に応じて、手洗いや手指消毒は必ず行う。必ず手洗いをし、手洗いは必ず行う。

#### 4 こまめに手洗い・手指消毒

帰宅時、食事前、鼻をかんだとき、咳やくしゃみをしたとき、病気の人の世話をしたときなど、こまめに石けんでの手洗い、または手指消毒をする。

#### 5 ゴミは密閉して捨てる

鼻をかんだティッシュや使用済みマスクはすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。その後はすぐに石けんで手を洗う。

#### 6 手で触れる共有部分の消毒

トイレや洗面所、浴室などのドアノブや冷蔵庫の取っ手、リモコンやスイッチ、手すりなどの共有部分はウイルスがしばらく付着している可能性があるため、こまめに消毒する。

また、タオルやうがいコップなどは共用しない。歯ブラシ立ては距離をあげる。

#### 7 食事は一人ずつ盛付け

大皿ではなく個々に盛り付け、距離を置いて取り、会話を控える。

#### 8 できるだけ全員がマスクをする

マスクを外す際は、ゴムひもをつまんで外し、マスクの表面には触れないようにする。外した後は手指消毒を。または一定の距離(約2メートル)をとる。

作成: 山形市健康推進課(令和3年9月) 参考: 厚生労働省ホームページ 資料: 日本感染症学会等と共同で令和3年3月1日版

啓発用チラシ (市作成)

### STOP! 家庭内感染 ~こんなときどうする?~

#### 食事編 Meal

●感染した(かもしれない)人は個室で過ごし、食事もその部屋で1人でとりま。

※お子さんなど1人かいない場合は、看病する人が防護着を身に付けて上で介助する。

●食事の受け渡しは看病する人が行い、なるべく出入口で接触を最小限に行う。

●個室が確保できない場合は、家族とは食事の時間をずらす。別のテーブルで食べるなど、家族と一緒に食卓を囲まないようにします。※できれば感染した人は家族が食べ終えた後に、家族と一緒に食卓を囲まないようにします。※できれば感染した人は家族が食べ終えた後に、家族と一緒に食卓を囲まないようにします。

食事にはできるだけ使い捨てのものを使う

- 感染した(かもしれない)人の食器や食具(箸・スプーン・フォークなど)、お手持きなどはできるだけ使い捨てのものを使用しましょう。
- 家族の人数分、2週間使える量を備えておくとう安心です。
- 使用したものは、感染した(かもしれない)人が自分でビニール袋に入れて、密閉してから捨てるようにします。(ゴミ袋は二重にしたらほうがよい)

▼いつもの食器で食べた場合は、食器用洗剤で洗います▼

気になるときは消毒をしましょう▼

①軽く汚れをとす

②食器用漂白剤に浸ける

※0.05%濃度

③食器用洗剤で洗う

ペットボトルキップ1杯分(50ml) 次亜塩素酸ナトリウム液(濃度約5%)

①食器用洗剤で洗う

②食器にかける または 80℃以上の熱水に10分以上さらす

※食器は2重にするとよい

#### 洗濯編 Laundry

通常の洗濯は家族のものと一緒にOK

①マスク・手袋着用

②洗濯物は60～90℃の温湯で洗

※洗濯機は60℃以上で洗う

③洗濯機は家族のものと一緒にOK

④洗濯機は家族のものと一緒にOK

⑤終わった後は手洗いを

●感染者の体液で汚れたものを洗うとき

①マスク・手袋・ビニールエプロン着用

②浸け置き(消毒)

③他の洗濯物と分けて洗濯機で洗うとなお安心

④終わった後は手洗いを

⑤終わった後は手洗いを

⑥終わった後は手洗いを

⑦終わった後は手洗いを

⑧終わった後は手洗いを

⑨終わった後は手洗いを

⑩終わった後は手洗いを

⑪終わった後は手洗いを

⑫終わった後は手洗いを

⑬終わった後は手洗いを

⑭終わった後は手洗いを

⑮終わった後は手洗いを

⑯終わった後は手洗いを

⑰終わった後は手洗いを

⑱終わった後は手洗いを

⑲終わった後は手洗いを

⑳終わった後は手洗いを

㉑終わった後は手洗いを

㉒終わった後は手洗いを

㉓終わった後は手洗いを

㉔終わった後は手洗いを

㉕終わった後は手洗いを

㉖終わった後は手洗いを

㉗終わった後は手洗いを

㉘終わった後は手洗いを

㉙終わった後は手洗いを

㉚終わった後は手洗いを

㉛終わった後は手洗いを

㉜終わった後は手洗いを

㉝終わった後は手洗いを

㉞終わった後は手洗いを

㉟終わった後は手洗いを

㊱終わった後は手洗いを

㊲終わった後は手洗いを

㊳終わった後は手洗いを

㊴終わった後は手洗いを

㊵終わった後は手洗いを

㊶終わった後は手洗いを

㊷終わった後は手洗いを

㊸終わった後は手洗いを

㊹終わった後は手洗いを

㊺終わった後は手洗いを

㊻終わった後は手洗いを

㊼終わった後は手洗いを

㊽終わった後は手洗いを

㊾終わった後は手洗いを

㊿終わった後は手洗いを

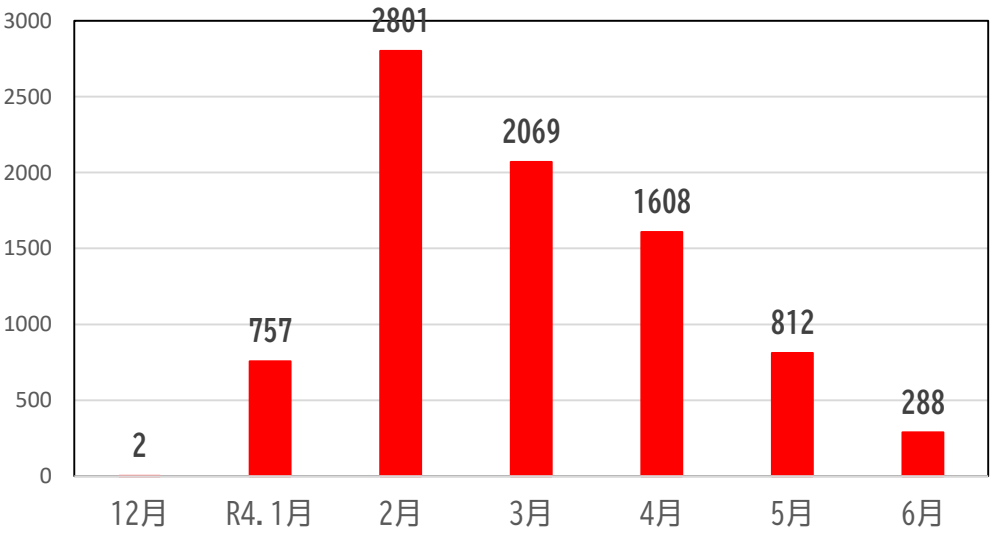
作成: 山形市健康推進課(令和3年9月) 参考: 厚労省CDC専門課「新型コロナウイルス感染症の感染予防ガイドライン」(令和3年9月版)

# 第Ⅳ期(2021.12.1～2022.6.30)

## (1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- デルタ株と比較し、病原性は弱いものの感染力の高いオミクロン株への置き換わりが進み、2月には第Ⅳ期において、県全体で月別最多の感染者数(20,518人)を確認し医療提供体制への負荷が確実に高まった。1月下旬には感染の拡大を阻止し医療提供体制への負荷を低減させるため、県が「まん延防止等重点措置」を行い、都道府県間の移動の自粛や飲食店等への営業時間の短縮要請を実施した。市では、1月の3連休明けに感染者が増加したことやオミクロン株による今後の感染急拡大の懸念を考慮し、1月13日には市長VTRによるメッセージを発出、県が「まん延防止等重点措置」を発出した1月27日にも市長VTR等での基本的感染対策の徹底や不要不急の都道府県間の移動の自粛の呼びかけ等を行った。

市内感染者数の推移第Ⅳ期 (2021.12.1～2022.6.30)



### <市内の感染状況>

県全体の感染者数の増加同様、市内においても、1月中旬から感染者数が増加。下旬には感染者の約6割が30歳代以下の若い世代となるなど、比較的若い世代での感染が拡大した。

2月には月別最多の2801人の感染者数が確認されたが、2月以降は徐々に感染者数が減少した。GW期間中の感染再拡大が懸念されたが、5月には感染者数が半減、6月の感染者数も288人とどまった。

## (2)対策の実施状況

### 栃木県の協力要請等に対する市の取組み

| 時期、主な要請・対策                | 要請・対策等の内容                                                         | 市の取組み                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R4.1.27<br>まん延防止等重点措置     | 都道府県間の移動の自粛<br>飲食店等の営業時間の短縮要請(5時～20時)<br>酒類提供自粛、同一グループの入店は、原則4人以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小山市とちまる安心認証取得奨励金(12/24～)</li> <li>・ 市長VTRによるメッセージを発信し、感染拡大防止等についての啓発を実施(1/13、1/27)</li> <li>・ 市長名での食品衛生協会・商工会等を通じた感染防止対策への協力依頼通知の発出(1/20付)</li> <li>・ 家庭保育への協力依頼の発出とそれに伴う保育料の減免・副食費の補助の実施</li> </ul> |
| R4.3.22<br>栃木県感染再拡大防止徹底期間 | 県内・県外問わず、移動の際は特に基本的な感染対策を徹底。同一テーブルでの会食は4人以内                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小山市農業水利施設運営費物価高騰対策支援事業(4月～)</li> <li>・ 市長VTRによるメッセージ発信<br/>「GWに向けたお願い」で混雑する場所や感染リスクの高い場所での注意、ワクチン接種、検査等の感染防止対策の周知(4/28)</li> </ul>                                                                   |



# 第Ⅳ期における市独自の取組み

新型コロナウイルス  
●感染予防でHotできる冬●

## 小さな心がけが 山ほどの安心に

ワクチン接種は  
子どもも接種できる15歳までの  
ことにもなります。

### 冬も感染症対策の徹底を

寒気が下がり寒い間際です。注意をしながら感染をしましょう。  
冬季流行の感染症、リポートメールを御覧ください。

体調をしよう

18℃以上  
40%以上  
新着しなげ  
新着しなげ

検温、体調チェック

検診は15歳まで

### ●基本の対策

基本の感染対策は継続しましょう。  
ワクチン接種が完了した方も感染は予防です。

マスクをしよう

手を洗おう

検温をしよう

3つの「密」を避けよう

### ●飲食の対策

少人数・短時間・なるべく個室・換気設備と、  
食卓をどう「とりまけるか」が大切です。

出勤時少人数で

会食は短時間で

マスク会食をしよう

マイクアクトや  
デリバリーも

※15歳未満の子供は、必ず大人と一緒に食事してください。  
※15歳未満の子供は、必ず大人と一緒に食事してください。

## 自宅療養に備えた 家庭備蓄

- ポイント**
- 普段から食品や日用品を多めに買って置き、使った分を買い足しておく
  - 体調不良時に食べやすく、調理の手間が少ない食品を選ぶ  
(主食に偏らないよう、栄養バランスも考えて)
  - マスクや消毒薬等の衛生用品は、こまめに使用できるように多めに準備する

### ■食料品の備蓄例 (大人1人・10日分)

|                                       |                                      |                             |                                                             |
|---------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------|
| <b>お米 2kg または<br/>レトルトご飯 20個</b>      | <b>カップラーメン<br/>3個</b>                | <b>乾麺 2袋</b><br>*パスタ、うどん等   | <b>レトルト食品<br/>5パック</b><br>*おかゆ、カレー、丼物等                      |
| <b>冷凍食品 適量</b><br>*肉魚系のおかず、<br>カット野菜等 | <b>缶詰 12缶</b><br>*さば、焼き鳥等<br>調理不要のもの | <b>果物缶詰 4缶</b>              | <b>日持ちする野菜 適量</b><br>*じゃがいも、玉ねぎ等                            |
| <b>飲料水<br/>500ml×10本</b><br>*経口補水液等   | <b>ゼリー系飲料<br/>6パック</b>               | <b>野菜ジュース<br/>200ml×10本</b> | <b>乳製品 適量</b><br>*ヨーグルト、チーズ等                                |
| <b>栄養補助食品 適量</b><br>*ビタミン、食物繊維等       | <b>シリアル 適量</b>                       | <b>お菓子 適量</b>               | <b>紙皿、紙コップ、割りばし</b><br>*体調不良者への食事提供で使用し、<br>使用後はごみ袋で密閉して捨てる |

### ■衛生用品の備蓄例

|                                             |                      |               |              |
|---------------------------------------------|----------------------|---------------|--------------|
| <b>常備薬<br/>市販薬</b><br>*熱さまし、痛み止め等           | <b>体温計<br/>冷却シート</b> | <b>不織布マスク</b> | <b>手洗い石鹸</b> |
| <b>ティッシュペーパー<br/>トイレットペーパー<br/>キッチンペーパー</b> | <b>アルコール消毒薬</b>      | <b>塩素系漂白剤</b> |              |
| <b>ごみ袋</b>                                  | <b>使い捨て手袋</b>        | <b>洗剤類</b>    | <b>生理用品</b>  |

## 妊産婦と乳幼児を守る 家庭備蓄のススメ

☑食料品は 1～2週間分を備蓄しましょう

|                                                      |                                                                       |                                                                              |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <b>□水</b><br>調理も含めた<br>飲料水は<br>1人当たり1日<br>3リットルを目安に。 | <b>□米・パスタ・カップ麺</b><br>パックごはん、おもちの<br>パックなども。                          | <b>□缶詰・レトルト食品</b><br>肉・魚・豆(大豆など)・<br>果物・パンなど好みのものを<br>食べやすいレトルト食品もおすすめ。      |
| <b>□日持ちする根菜類</b><br>にんじん、玉ねぎ、<br>じゃがいも、<br>かぼちゃなど。   | <b>□ミルク調整用の水</b><br>硬水ではなく<br>軟水を。                                    | <b>□育児用ミルク</b><br>常に1缶(箱)分は<br>余分に買い置きを。<br>キューブタイプのもので<br>ミルクはそのまま使えます。     |
| <b>□栄養補助食品</b><br>マルチビタミン製や<br>食物繊維入りの<br>ものがおすすめです。 | <b>□嗜好品(甘味)</b><br>缶詰の果物、ドライフルーツ、<br>シリアル、チョコレート、<br>ビスケットなど<br>お好みで。 | <b>□ジュース・ロングライフ牛乳</b><br>常温で長期保存が<br>可能な。<br>一度に使い切れる<br>小容量のパックが<br>おすすめです。 |

☑あると便利! 食事に必要な生活用品の備蓄

|                                                                      |                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <b>□紙皿、紙コップ、スプーンなど</b><br>紙コップやスプーンは哺乳瓶が<br>無い場合の授乳に<br>役立ちます。       | <b>□食品用ラップ、アルミホイル、厚手のビニール袋など</b><br>水が十分に使えない状況では、<br>ラップをお皿に敷くと<br>衛生的に飲水ができます。 |
| <b>□ポリ袋、エコパック</b><br>支那産物の食料を運んだり、<br>小物を整理したりと<br>いろいろな用途で<br>使えます。 | <b>□キッチンばさみ</b><br>まな板が使えない時に<br>便利です。                                           |
| <b>□カセットコンロ・ボンベ</b><br>ガスや電気が<br>止まった時に、<br>温かいものを<br>調理できます。        |                                                                                  |

出典: 日本こども家庭総合研究所「乳幼児と保護者、妊産婦のための災害ハンドブック」(2014)より抜粋

### 液体ミルク

#### 保存と飲ませ方

- 常温(おおむね25℃以下)で保存。
- よく振って開封しただすに飲ませます。
- 飲み残しは廃棄しましょう。(再利用NG)。

#### 注意点

- 月齢にあったものを。
- 色は褐色がかっています。問題はありません。
- 期限や表示をよく確認しましょう。

### アレルギー等特殊食品が必要な方

災害時には特殊な食品は入手困難となる可能性が高くなります。  
事前に安全に食べられるものを必ずストックしておきましょう。

#### 水・食品の他に

- ▶アレルギーを知らせる紙【表示カード・ピブス】
- ▶救急薬や食物アレルギー緊急対応マニュアル

を用意しておく安心です

また、日頃からの仲間づくりで災害対策の情報を共有しておきましょう。

詳しくは、「アレルギーポータル」のサイトをご覧ください。

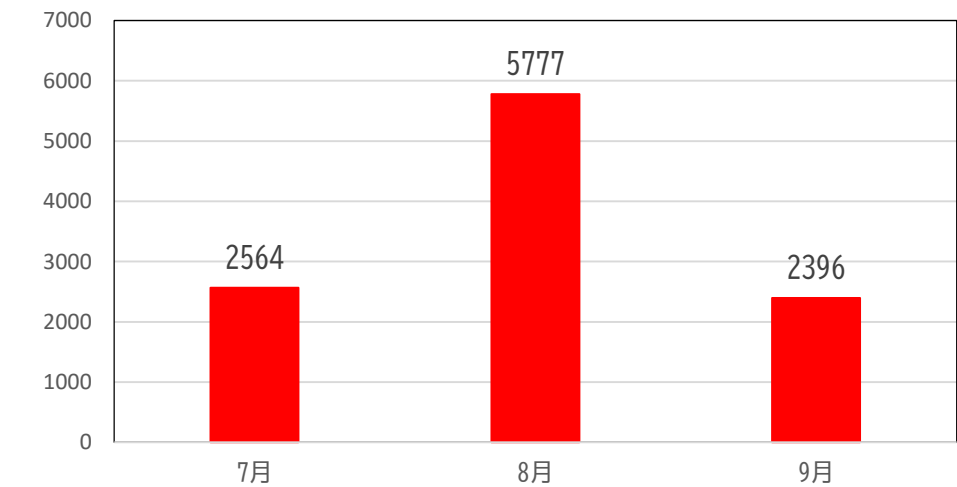
啓発用チラシ(市作成)

# 第Ⅴ期(2022. 7. 1～2022. 9. 30)

## (1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- より感染力の強いオミクロン株(BA.5)への置き換わりが進み、短期間で爆発的に感染が拡大した。県内では7月29日には1日当たり新規感染者数が全期間を通じて、最大の3,572人(判明日)を記録し、月別の感染者数も8月には全期間最大となる67,454人を確認。市内においても、8月は全期間最大となる5,777人の新規感染者数となり、市内で爆発的に感染が拡大した。
- 医療提供体制では、重症化リスクは低いが感染力の高いオミクロン株(BA.5)の新規感染者数の増加に伴い、入院を要する患者も増加した。
- 発熱外来でも一部の地域でひっ迫が見られ、病床使用率も50を超えるなどの負荷が生じたことから、**栃木県は**個々人の基本的感染対策と事業者の感染リスクを引き下げる適切な対策の徹底を行いながら、**できる限り社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避を両立できるよう「BA.5対策強化宣言」を発出した。**
- 宣言期間中は、高齢者や基礎疾患を有する者について、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控える等県の要請内容を市民に周知啓発した。

市内感染者数の推移第Ⅴ期 (2022. 7. 1～2022. 9. 30)



### <市内の感染状況>

オミクロン株への置き換わりにより、市内では7月に入り、急激に感染が拡大。中旬以降は、1週間の感染者数が千人を超える状況となった。**8月4日には1日の感染者数が297人と全期間を通じて過去最多となり、8月の感染者数は5,777人にのぼった。**

\*9月26日からオミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方への支援を重視し、**保健医療提供体制への負荷を低減するため、入院を要する方など4類型に発生届の限定化が実施され、全数届出の見直しを行なったこと**で、**市内の感染者数の把握が困難となった。**(左記のグラフ中、9月の感染者数については、9月25日までのもの)

## (2)対策の実施状況

### 栃木県の協力要請等に対する市の取組み

| 時期、主な要請・対策             | 要請・対策等の内容                                                                                              | 市の取組み                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R4.7.16<br>警戒度レベル2     | 帰省や旅行等においても、感染リスクの高い行動を控える。                                                                            | 警戒度レベルが2にあがったことを受け、市長メッセージや市民の皆様へ等を通じ、夏休みやお盆期間中の感染対策について周知啓発を実施。                                                                                                                                                            |
| R4.7.27<br>警戒度レベル2     | 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は慎重に判断                                                                         | 警戒度レベル2の継続及び感染が短期間で爆発的に拡大していることを受け、市長メッセージや市民の皆様へ等を通じ、感染リスク低減を図る取組みについて周知啓発を実施。                                                                                                                                             |
| R4.8.5<br>BA.5対策強化宣言   | 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動については慎重に判断。<br>特に、高齢者や基礎疾患を有する者については、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控える。 | 県の強化宣言を受け、ポスター、おーラジ、SNS等の通常の啓発に加え、以下の啓発を実施。<br>1. 啓発車両による放送<br>2. 防災無線による放送<br>3. 市長メッセージVTR(YouTube)放映<br>4. 啓発ちらしの配布(別添ちらし)<br>※特に高齢者等がちらしを手に取りやすい場所<br>①小山市内医療機関及び薬局<br>②市内公民館・シルバー人材センター・庁内各所<br>③各課事業等(健康増進課:健診結果説明会等) |
| R4.9.26<br>発生届の限定化(全国) | 全国一律で発生届の限定化開始(入院を要する方など4類型に発生届を限定化)                                                                   | 「BA・5 対策強化宣言」の終了及び発生届の限定化について市長メッセージや市民の皆様へ等を通じ、周知・啓発を実施。                                                                                                                                                                   |





# 第Ⅵ期(2022. 10. 1～2023. 5. 7)

## (1)感染状況及び県による協力要請等の内容と市の対応

- 10月下旬から10歳未満～10代を中心に全ての世代で感染が拡大。県内では1月5日には第Ⅵ期最大の1日当たり新規感染者数3,335人を確認した。季節性インフルエンザとの同時流行が懸念される中、新規感染者数の高い状態が継続し、一部の外来医療機関のひっ迫が進み、予断を許さない状態が続いた。
- 病床使用率が、第7波の最高値(64.1)を超え、勤務できない医療従事者数や救急搬送困難事案も多発、また、入院患者に占める高齢者の割合が高く、医学的管理の困難さや看護・介護の負担の増加や冬季の救急医療の需要増と相俟って、入院医療提供体制への負荷が高い状態が長期間持続した。
- これらの状況から県は医療提供体制の機能維持を図るため、3回目の「医療危機警報」を発出し、基本的感染対策の徹底や救急外来・救急車の適正利用等の呼びかけや全ての入院医療機関に対してコロナ患者の受入(入院・救急外来等)への協力を要請を行った。

## (2)対策の実施状況

### 栃木県の協力要請等に対する市の取組み

| 時期・主な要請                                     | 要請・対策等の内容                                                                                                                                                                                                               | 市の取組み                                                                                                                       |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R4.11.17～<br>R5.3.15<br>コロナ・インフル<br>同時流行注意報 | <ul style="list-style-type: none"><li>季節性インフルエンザとの同時流行リスクを加味し、冬の備えとして「コロナ・インフル同時流行注意報」を発令。</li><li>県民に対して、新型コロナ及びインフルエンザワクチンの接種の検討、新型コロナ抗原検査キットや解熱鎮痛薬、日持ちする食料の準備や、近隣の発熱外来の情報や相談先の確認を行うよう呼びかけの実施。</li></ul>              | <ul style="list-style-type: none"><li>インフルエンザとの同時流行に備えた啓発用チラシ及び救急車の適正利用啓発用チラシの作成・周知</li><li>季節性インフルエンザ予防接種費用助成の拡大</li></ul> |
| R5.1.19～2. 7<br>医療危機警報③                     | <ul style="list-style-type: none"><li>軽症者等の自己検査(検査キット配布センター)や「とちぎ健康フォローアップセンター」での陽性登録を検討</li><li>救急外来・救急車の利用は、真に必要な場合に限る。混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動については慎重に判断。特に、高齢者や基礎疾患を有する方、そのような方と日常的に接する方は、感染リスクの高い行動を控える。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>市長メッセージおよび市民の皆様へを作成し、医療危機警報で県が発出した要請等の内容を周知・啓発</li></ul>                              |

| 時期・主な要請              | 要請・対策等の内容                                     | 市の取り組み                                                               |
|----------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| R5.3.16～警戒度レベル1への引下げ | R5.3.16からのマスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、各個人の判断を基本とする。 | 3/15で「コロナ・インフル同時流行注意報」が解除されること及び3/16からのマスク着用の考え方について「市長メッセージ」等で周知・啓発 |

第Ⅵ期における市独自の取り組み

<コロナ・インフル同時流行に備えた取り組み>

- (1)小山地区医師会・新小山市民病院・小山市作成によるチラシの作成及び周知啓発活動【啓発依頼先】
  - ・ 医師会及び歯科医師会の市内各医療機関、高齢者・幼児施設等関係機関、市内公共施設 等
- (2)その他の周知啓発
  - ①小山市公式ホームページ・SNS ②コミュニティラジオ「おーラジオ」 ③行政テレビ
- (3)季節性インフルエンザ予防接種費用助成の拡大
  - ①趣 旨
 

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が見込まれていることから、その対策として生後6か月児から中学生と妊婦をインフルエンザ予防接種の助成対象に追加し実施。
  - ②助成対象・助成金額並びに助成回数

| 助成対象        | 助成金額(円/回) | 助成回数 |
|-------------|-----------|------|
| 生後6カ月～13歳未満 | 2,000円／回  | 2回   |
| 13歳以上(中学生)  |           | 1回   |
| 妊婦          |           | 1回   |

- ③期 間 R4.11.1～R5.2.28
- ④実 績 延べ 13,733件

啓発用チラシ（市作成）

救急外来・救急車の適切な利用について

感染者が増し、救急外来のひっ迫や救急車の搬送困難事例が増加しています。救急外来および救急車は、適切に利用するようお願いいたします。

軽症の方は夜間・休日の受診を控えてください

(例：発熱が37度台で食事のとれる方など)



迷った時には電話相談を！

新市民ホームページ



【新型コロナ陽性者以外、高熱以外】

日中(下記時間以外)は、かかりつけ医または最寄りの医療機関へご相談ください。

|                  |                                                                |
|------------------|----------------------------------------------------------------|
| こども<br>(生後15歳未満) | #8000 または 028-600-0099<br>月～土18:00～翌朝8:00/日・夜24時間(8:00～翌朝8:00) |
| おとな<br>(生後15歳以上) | #7111 または 028-623-3344<br>月～金18:00～22:00/土・日・夜16:00～22:00      |

【新型コロナ陽性者以外の高熱時】(24時間対応)

受診・ワクチン相談センター 0570-052-092

【新型コロナ陽性となられた方へ】

自宅療養中に体調が悪化した場合、下記にご連絡ください

|                    |                                                 |                    |                                                             |
|--------------------|-------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------|
| 日中<br>(8:00～17:15) | 24時間対応<br>0570-003-189<br>※相談時間外は緊急連絡先へご連絡ください。 | 夜間<br>(17:15～8:00) | 受診・ワクチン相談センター<br>0570-052-092<br>※相談時間外は24時間対応センターへご連絡ください。 |
|--------------------|-------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------|

20歳代の方 検査キット配布事業も活用ください！ 無料

- ◆配布対象者：県内に在住する20歳代の新型コロナウイルスの陽性者
- ◆配布期間：令和4年8月第2週～ ◆配布回数：各回：1回/人、無料
- ◆申込方法等：県ホームページ等に確認してください。



## Ⅲ. 各関係機関との連携

### 1. 栃木県との連携

#### (1) 会議

① 県・市町連携会議（WEB等）への出席（担当課長等）

県と市町の連携体制を確立するため、県民に対する情報提供、予防接種体制等について協議し、体制整備を推進する。

開催回数：47回（第1回 R2.2.13～第47回 R5.4.28）

| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|----|----|----|----|----|
| 回数 | 3  | 11 | 20 | 12 | 1  |

② 市町村長会議（WEB等）への出席（市長）

開催回数：11回（R2.3.20～R5.4.28）

| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|----|----|----|----|----|
| 回数 | 1  | 6  | 2  | 1  | 1  |

③ 副市町長会議（WEB等）への出席（副市長）

開催回数：16回（R2.2.28～R4.11.17）

| 年度 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----|----|----|----|----|----|
| 回数 | 1  | 1  | 10 | 4  | —  |

#### (2) 検査・療養体制整備

① 新型コロナウイルス感染症モニタリング検査場・臨時の無料検査拠点設置に関する調整及び協力（健康増進課）

○ モニタリング検査

実施時期：R3.4月～6月

実施場所：小山市内

○ 臨時の無料検査拠点

実施時期：R4.8.5～8.18、R4.12.29～R5.1.3

実施場所：JR小山駅構内中央自由通路

② 臨時医療施設設置等に関する調整及び協力

（教育総務課・健康増進課）

○ 県南第2臨時医療施設 1

稼働期間：R4.2.7～5.31

○ 県南臨時医療施設：場所を変更し統合設置

稼働期間：R4.8.17～R5.4.1

### (3)啓発活動

#### ①飲食店等に対する感染防止対策の呼びかけへの協力

実施日時:R2.9.9 19時～20時

巡回区域:小山駅西口周辺飲食店等

参加協力部署等:県・県民文化課・生活衛生課、  
栃木県社交飲食業衛生同業組合、  
栃木県食品衛生協会、  
小山商工会議所  
市商業観光課・健康増進課

#### ②県との合同街頭啓発への参加

実施日時:R3.8.4 17時30分～18時

実施場所:JR小山駅さくら道構内及び駅西口周辺

内容:栃木県作成のパネル及び小山市作成による横断  
幕・パネルによる啓発等

参加者:【栃木県】副知事、総合政策部長、  
県民生活部長、県民生活部次長  
【小山市】市長、副市長、産業観光部長  
保健福祉部長他

### (4)個人情報提供に関する覚書の締結

県と市町が連携して以下の新型コロナウイルス感染者  
の自宅療養を支援するため、県と自宅療養者の個人情報  
提供に係る覚書を締結(R3.10月～)

## 2. 県南健康福祉センターとの連携

### (1)保健師の応援派遣

「市町職員の保健所への派遣に関する協定(R3.1.20  
締結)」に基づき、県南健康福祉センターに保健師を派遣  
し、電話による疫学調査に協力。

- ① 期間:R3.8.23～R3.9.29  
派遣人数:週3回、輪番制で1人／日、延べ17人
- ② 期間:R4.1.21～R4.3.11  
派遣人数:週3回、輪番制で1人／日、延べ19人
- ③ 期間:R4.8.1～R4.9.9  
派遣人数:週3回、輪番制で1人／日、延べ18人

### (2) コロナ感染者等への生活支援のため、自宅療養者の個人情報提供を受ける (県との覚書締結による)

### 3. 医療機関等との連携

#### (1) 小山市新型コロナウイルス対策連絡会議

- ・開催日：R2.4.3
- ・参加者：小山地区医師会会長、小山市商工会議所会頭、新小山市市民病院理事長他
- ・内容：感染状況・感染防止対策について

#### (2) 小山市新型コロナウイルス感染症対策に関わる小山地区医師会・新小山市市民病院との意見交換会

- ・開催日：＊別表参照
- ・参加者：小山地区医師会会長及び役員、新小山市市民病院理事長他
- ・内容：感染状況・感染防止対策について  
新型コロナウイルスワクチン接種について

#### (3) 地域外来・PCR検査センターの設置・運営への協力

- ・設置期間：R2.5.26～R4.6.24
- ・内容：小山地区医師会が県から受託・設置する地域外来・PCR検査センターの運営に小山広域保健衛生組合が協力。

(別表)

小山市新型コロナウイルス感染症対策に関わる  
小山地区医師会・新小山市市民病院との意見交換会  
開催状況

| 開催回数    | 開催日     |
|---------|---------|
| R3年度第1回 | R3.9.22 |
| R3年度第2回 | R4.1.31 |
| R4年度第1回 | R4.5.12 |
| R4年度第2回 | R4.8.8  |
| R4年度第3回 | R4.12.5 |
| R4年度第4回 | R5.3.6  |



## IV. 市における主要な取組み

### 1. 新型コロナワクチン接種の推進

新型コロナウイルス感染症から市民の生命と健康を守り、感染拡大の防止と重症化の予防を図るとともに、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、国の方針に沿って新型コロナワクチン接種を実施

#### 【国の動き】主な変更の推移

| 時 期      | 主な変更内容                                                                                        |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3.2.16  | 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)<br>期 間: R3.2.17～R4.2.28<br>内 容: 16歳以上の市民へ対する新型コロナ感染症に係る臨時の予防接種 |
| R3.5.31  | 【対象の年齢変更】<br><b>12歳以上</b> の市民へ対する新型コロナ感染症に係る臨時の予防接種                                           |
| R3.11.16 | 【期間延長】<br>接種期間の延長～ <b>R4年9月30日</b>                                                            |
| R3.12.1  | 【接種種別の追加】<br>初回接種を受けた18歳以上の全ての住民を対象とした <b>第一期追加接種</b>                                         |

| 時期      | 主な変更内容                                                                   |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| R4.2.21 | 【対象年齢の変更】<br>5歳から11歳の市民への対する新型コロナ感染症に係る臨時の予防接種                           |
| R4.3.25 | 【対象年齢の変更】<br>初回接種を受けた12歳以上の全ての住民を対象とした追加接種                               |
| R4.5.25 | 【接種種別の追加】<br>3回目接種を受け5か月以上経過した高齢者等に対する第二期追加接種(4回目接種)                     |
| R4.9.6  | 初回接種を受けた5歳から11歳の市民を対象とした追加接種                                             |
| R4.9.20 | 【期間延長】【接種種別の追加】<br>接種期間の延長～R5.3.31<br>初回接種を受け5か月以上経過した12歳以上に対するR4年度秋開始接種 |
| R5.3.8  | 【期間延長】<br>接種期間の延長～R6.3.31                                                |
| R5.3.8  | 初回接種を受け3か月以上経過した65歳以上高齢者等の市民に対するR5年度春開始接種(R5.5.8～R5.9.19)                |
| R5.9.13 | 初回接種を受け3か月以上経過した6か月以上の市民に対するR5年度秋開始接種(R5.9.20～R6.3.31)                   |

\* その他接種間隔の変更や同時接種可能に関する指示あり

## 接種内容別接種時期及び対象人数(見込み)

| 接種種別                          | 対象年齢                           | 接種時期                        | 対象者数      |
|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----------|
| ①初回接種(1・2回目)                  | 16歳以上(*1)                      | R3年4月～R3年11月<br>(～R6年3月31日) | 約150,000人 |
| ②追加接種(3回目)                    | 12歳以上(*1)                      | R3年12月～R4年6月                | 約138,000人 |
| ③追加接種(4回目)                    | 60歳以上と重症化リスクの高い方<br>などで初回接種終了者 | R4年6月～R4年9月                 | 約50,000人  |
| ④R4年秋開始接種<br>(オミクロン株対応2価ワクチン) | 5歳以上で<br>初回接種終了者               | R4年9月20日～R5年5月7日            | 約138,000人 |
| ⑤R5春開始接種                      | 65歳以上と重症化リスクの高い方<br>などで初回接種終了者 | R5年5月8日～R5年9月19日            | 約50,000人  |
| ⑥R5秋開始接種                      | 生後6か月以上で初回接種終了者                | R5年9月20日～R6年3月31日           | 約140,000人 |
| ⑦小児ワクチン接種                     | 5歳～11歳                         | R4年3月～<br>(R4年10月～3回目接種)    | 約10,000人  |
| ⑧乳幼児ワクチン接種                    | 生後6か月～4歳                       | R4年11月～                     | 約5,700人   |

(\*1)接種開始当時の対象年齢を記載、令和5年12月現在生後6か月以上に変更

# 新型コロナワクチン接種の実績

【上段】接種回数(回) 【下段】接種率(%)

| 回数  | 1回目         | 2回目        | 3回目        | 4回目        | 5回目        | 6回目        | 7回目        |
|-----|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 小山市 | 140,368     | 139,761    | 116,699    | 80,915     | 50,235     | 33,930     | 22,295     |
|     | 83.9        | 83.6       | 69.8       | 48.4       | 30.0       | 20.3       | 13.3       |
| 栃木県 | 1,588,898   | 1,572,298  | 1,365,692  | 990,459    | 651,106    | 430,222    | 295,771    |
|     | 82.35       | 81.49      | 70.78      | 51.33      | 33.75      | 22.30      | 15.33      |
| 全 国 | 100,885,238 | 99,671,782 | 84,101,960 | 57,892,626 | 38,112,701 | 25,470,793 | 17,534,513 |
|     | 80.45       | 79.48      | 67.06      | 46.16      | 30.39      | 20.31      | 13.98      |

\*全国・県の接種者数・接種率はR6年3月30日時点のデータ

\*全国・県の接種率の計算に用いる人口データは最新のもの(R5年1月1日現在の住民基本台帳に基づくもの)、併せて、接種率の算定にあたっては、死亡した方の、接種日がR4年末までの接種回数は除いている。

\*小山市は、R6年3月31日時点小山市予防接種台帳のデータ

\*小山市の接種率の計算に用いる人口データはR5年1月1日現在の小山市町別・年齢別人口統計(健康増進課・高齢生きがい課・子ども課用)に基づくもの

## 新型コロナワクチン接種の実績(R6年3月31日時点実績)

| 回数  | R2年度  | R3年度    | R4年度    | R5年度   |
|-----|-------|---------|---------|--------|
| 1回目 | 1,135 | 134,969 | 4,166   | 98     |
| 2回目 | 216   | 134,890 | 4,553   | 102    |
| 3回目 |       | 60,447  | 55,832  | 420    |
| 4回目 |       |         | 79,340  | 1,575  |
| 5回目 |       |         | 39,962  | 10,273 |
| 6回目 |       |         |         | 33,930 |
| 7回目 |       |         |         | 22,295 |
| 合計  | 1,351 | 330,306 | 183,853 | 68,693 |

## ●1・2回目接種(R3.3月～11月)

### ア)対象者の優先順位

- ①医療従事者等
- ②65歳以上高齢者
- ③18歳以上で基礎疾患を有する方
- ④高齢者施設等職員
- ⑤60～64歳の方
- ⑥保育所職員、小中学校教諭、消防団等  
\*小山市独自に優先接種対象とする
- ⑦上記以外の12歳以上の方  
\*対象年齢を18歳から12歳に引下げ(R3.6月)

### イ)接種体制

#### ①市内医療機関での個別接種

| ワクチンの種類   | 配送医療機関 | ワクチン数(回) |
|-----------|--------|----------|
| ファイザー(従来) | 78     | 109,716  |

#### ②市内9会場での集団接種

| 会 場            | 実施回数 | 接種回数   |
|----------------|------|--------|
| 健康医療介護総合支援センター | 64   | 22,482 |
| ロブレ            | 88   | 89,231 |

| 会 場         | 実施回数 | 接種回数  |
|-------------|------|-------|
| 中公民館        | 4    | 900   |
| 絹公民館        | 4    | 1,079 |
| 間々田市民交流センター | 4    | 1,782 |
| 桑市民交流センター   | 4    | 1,787 |
| 小山東出張所      | 4    | 890   |
| 文化センター小ホール  | 4    | 2,381 |
| 新小山市市民病院    | 18   | 3,608 |

合計 194会場 124,140回

### ウ)接種促進に向けての対策

- ①医療従事者への集団接種を実施、併せて高齢者施設従事者への接種機会も設け集団接種実施  
\*20回実施 延 5,019人  
医療・介護従事者用接種券の先行配布
- ②個別医療機関への説明会を実施し、個別接種の協力依頼 2日間実施
- ③高齢者の接種促進のため同日2会場での接種実施



④予約のキャンセル等の枠へ優先接種対象者の方の接種を実施

⑤外国人が接種しやすい日を設定

＊4日間実施 1,484回

⑥キャンセル待ち登録者の募集

⑦予約なし接種の実施

＊2日間実施 408回

⑧栃木県設置・運営会場の周知(県南体育館)

### ●追加(3回目)接種(R3.12～R4.6月)

#### ア)対象者

12歳以上の初回接種終了から6(5か月)経過した方

＊接種間隔を8か月から7か月に変更(R3.12月通知)

＊接種間隔を7か月から6か月に変更(R4.1月通知)

＊接種間隔を6か月から5か月に変更(R4.5月通知)

＊対象年齢を18歳から12歳に引下げ(R4.3月通知)

#### イ)接種体制

##### ①市内医療機関での個別接種

| ワクチンの種類   | 配送医療機関 | ワクチン数(回) |
|-----------|--------|----------|
| ファイザー(従来) | 77     | 48,576   |
| モデルナ(従来)  | 53     | 27,080   |

### ②市内7会場での集団接種

| 会 場            | 実施回数 | 接種回数   |
|----------------|------|--------|
| 健康医療介護総合支援センター | 29   | 7,539  |
| ロブレ            | 45   | 25,763 |
| 中公民館           | 2    | 445    |
| 絹公民館           | 2    | 450    |
| 間々田市民交流センター    | 1    | 449    |
| 桑市民交流センター      | 1    | 494    |
| 新小山市民病院        | 12   | 2,045  |

合計 92会場 37,185回

#### ウ)接種促進に向けての対策

①予約なし接種の実施

＊19日間実施 559回

②12歳～17歳専用の接種日を設定

＊5日間実施 1,740回(空き枠に17歳以上も含)

③外国人が接種しやすい日を設定

＊1日実施 131回

#### ④栃木県設置・運営会場の周知

\*県南会場：ロブレ4階

\*県央会場：とちぎ健康の森(宇都宮市)

### ●追加(4回目)接種(R4.6月末～R4.9月)

#### ア)対象者

3回目接種終了から5か月経過した以下の方

- ・60歳以上の方
- ・18歳以上の基礎疾患をお持ちの方
- ・その他重症化リスクが高いと医師が認める方
- ・医療従事者等及び高齢者施設、障がい者施設等の従事者

#### イ)接種体制

##### ①市内医療機関での個別接種

| ワクチンの種類   | 配送医療機関 | ワクチン数(回) |
|-----------|--------|----------|
| ファイザー(従来) | 73     | 30,132   |
| モデルナ(従来)  | 8      | 3,160    |

#### ②市内7会場での集団接種

| 会 場            | 実施回数 | 接種回数   |
|----------------|------|--------|
| 健康医療介護総合支援センター | 8    | 2,654  |
| ロブレ            | 23   | 12,656 |
| 中公民館           | 2    | 341    |
| 絹公民館           | 2    | 232    |
| 間々田市民交流センター    | 1    | 402    |
| 桑市民交流センター      | 1    | 264    |
| 新小山市民病院        | 5    | 846    |

合計 42会場 17,395回

#### ウ)接種促進に向けての対策

①60歳未満の初回接種終了者へ案内通知発送

②栃木県設置・運営会場の周知

\*県南会場：ロブレ4階

\*県央会場：とちぎ健康の森(宇都宮市)

●オミクロン株対応2価ワクチン(3～5回目)接種  
(R4.9月末～R5.3月)

ア)対象者

初回接種終了し、3か月以上経過した方で、オミクロン対応2価ワクチンを接種していない方

\*接種間隔を5か月から3か月に変更(R4年10月通知)

イ)接種体制

①市内医療機関での個別接種

| ワクチンの種類     | 配送医療機関 | ワクチン数(回) |
|-------------|--------|----------|
| ファイザー(BA1)  | 57     | 5,046    |
| モデルナ(BA4-5) | 73     | 37,644   |

②市内5会場での集団接種

| 会 場            | 実施回数 | 接種回数   |
|----------------|------|--------|
| 健康医療介護総合支援センター | 13   | 4,541  |
| ロブレ            | 54   | 30,482 |
| 中公民館           | 1    | 254    |
| 絹公民館           | 1    | 259    |
| 新小山市民病院        | 6    | 1,130  |

合計 75会場 36,666回

●令和5年春開始接種  
(R5.5.8～R5.9.19)

ア)対象者

初回接種終了から3か月経過した以下の方

- ・65歳以上の方
- ・12歳以上の基礎疾患をお持ちの方
- ・その他重症化リスクが高いと医師が認める方
- ・医療従事者等及び高齢者施設、障がい者施設等の従事者

イ)接種体制

①市内医療機関での個別接種

| ワクチンの種類     | 配送医療機関 | ワクチン数(回) |
|-------------|--------|----------|
| ファイザー(BA1)  | 73     | 22,494   |
| モデルナ(BA4-5) | 2      | 525      |

②市内5会場での集団接種

| 会 場            | 実施回数 | 接種回数  |
|----------------|------|-------|
| 健康医療介護総合支援センター | 13   | 2,851 |
| ロブレ            | 18   | 6,781 |
| 中公民館           | 1    | 73    |

| 会 場     | 実施回数 | 接種回数 |
|---------|------|------|
| 絹公民館    | 1    | 103  |
| 新小山市民病院 | 4    | 481  |

合計 37会場 10,289回

ウ)接種促進に向けての対策

60歳未満の初回接種終了者へ案内通知発送

●秋開始接種(R5.9.20～R6.3.31)

ア)対象者

初回接種終了から3月経過した方

イ)接種体制

①市内医療機関での個別接種

| ワクチンの種類    | 配送医療機関 | ワクチン数<br>(回) |
|------------|--------|--------------|
| ファイザー(XBB) | 68     | 28,038       |

②市内4会場での集団接種

| 会 場            | 実施回数 | 接種回数  |
|----------------|------|-------|
| 健康医療介護総合支援センター | 5    | 2,151 |
| ロブレ            | 17   | 9,106 |
| 中公民館           | 1    | 257   |
| 絹公民館           | 1    | 292   |

合計 24会場 11,806回

●5歳～11歳への小児接種  
(R4.3月～R6.3.31)

ア)対象者

- ・初回接種 5歳～11歳の市民
- ・追加接種 初回接種を終了し3か月以上経過

イ)接種体制

①市内医療機関での個別接種

| ワクチンの種類    | 配送医療機関 | ワクチン数<br>(回) |
|------------|--------|--------------|
| ファイザー(従来)  | 14     | 4,370        |
| ファイザー(ミクソ) | 8      | 700          |
| ファイザー(XBB) | 7      | 590          |

②新小山市民病院での集団接種

| 会 場     | 実施<br>回数 | 接種回数  |
|---------|----------|-------|
| 新小山市民病院 | 56       | 4,690 |

●6か月～4歳への乳幼児接種  
(R4.11月～R6.3.31)

ア)対象者

- ・初回接種 6か月～4歳の市民
- ・追加接種 初回接種を終了し3か月以上経過

イ)接種体制

①市内医療機関での個別接種

| ワクチンの種類    | 配送医療機関 | ワクチン数<br>(回) |
|------------|--------|--------------|
| ファイザー(従来)  | 5      | 1,610        |
| ファイザー(XBB) | 4      | 560          |

## 新型コロナワクチン接種予約・相談センター(コールセンター)の実績

市民の方からのワクチン接種に関する問い合わせや集団接種の予約を円滑に行うため、R3.4月より設置

対応件数等

| 年度   | 対応件数   | 内訳     |       |       |
|------|--------|--------|-------|-------|
|      |        | 予約関係   | 接種券関係 | その他   |
| R3年度 | 97,813 | 82,541 | 7,062 | 8,990 |
| R4年度 | 51,174 | 38,528 | 9,036 | 3,610 |
| R5年度 | 22,697 | 15,887 | 5,677 | 1,133 |

★ その他の詳細は、ワクチンに関する内容や接種会場に関する問合せなど

★ 令和5年度は、R5.12.28でコールセンターの受付を終了。



(接種促進に向けた支援内容)

医療機関や高齢者施設等における接種体制の確保への支援を行うことにより、新型コロナワクチンの効果的・効率的な接種を進めるために実施

(1)医療機関への支援

小山市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金（令和5年度より開始）

支給対象：小山市内に所在する診療所(令和5年度より「病院」は支給対象外)

対象期間：第12期 R5.5.1(月)～R5.7.2(日)      第13期 R5.7.3(月)～R5.9.3(日)  
第14期 R5.9.4(月)～R5.11.5(日)      第15期 R5.11.6(月)～R5.12.31(日)  
第16期 R6.1.1(月)～ R6.3.3(日)

支給要件：支給対象期間内に週100回以上の個別接種を4週間以上行った場合

＊時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること

支給額：週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数あたり2,000円

(実 績)

| 時期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 | 第16期 | 合計 |
|----|------|------|------|------|------|----|
| 件数 | 2    | 0    | 2    | 0    | 0    | 4  |

(接種促進に向けた支援内容)

医療機関や高齢者施設等における接種体制の確保への支援を行うことにより、新型コロナワクチンの効果的・効率的な接種を進めるために実施

(2)高齢者施設への支援

- ①高齢者施設への接種準備方法の周知及び接種券の優先配布
  - ・ 高齢者・高齢者施設等従事者の優先接種や接種方法のリーフレットを配布
  - ・ 追加接種(3回目)における施主体制の周知及び施設での接種体制の確認・支援
  - ・ 1、2回目接種用の接種券一括送付(施設入居者・高齢者施設従事者)
  
- ②接種体制の支援
  - ・ 高齢者の優先接種期間における集団接種でのキャンセル発生時の接種希望者募集を実施
  - ・ 小山地区医師会との連携により、接種医の協力が得られない場合の支援
  - ・ 高齢者施設への巡回接種(栃木県実施)のご案内 (※)

③施設へのアンケート結果による接種体制確保の支援

※(参考)巡回接種実施件数等

| 時期        | 施設数 | 希望人数 |
|-----------|-----|------|
| R4年2～3月   | 6か所 | 137人 |
| R4年6～8月   | 6か所 | 129人 |
| R4年11～12月 | 5か所 | 125人 |

# 新型コロナワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)について

予防接種法施行規則(昭和23年厚生労働省令第36号)附則第18条の2に基づいて、接種者からの申請に基づき、証明書を交付

- ①証明書の種類:海外用、国内用
- ②申請方法:窓口での申請、Web申請、郵送による申請
- ③電子証明書:マイナンバーを利用した電子証明書の発行(コンビニ等にて発行可能) R4.7.26より
- ④新型コロナワクチン証明書アプリをダウンロードし、マイナンバーカードとパスワードによりアプリ内にダウンロードが可能
- ⑤証明書交付実績:別表のとおり

(別表)

| 窓口または<br>Web申請<br>・郵送 | 海外用   | 国内用 | 合計    |
|-----------------------|-------|-----|-------|
|                       | 3,704 | 543 | 4,247 |
| コンビニ                  | 449   |     | 449   |
| 合計                    | 4,696 |     | 4,696 |

|     |            |
|-----|------------|
| アプリ | 26,397回 利用 |
|-----|------------|

新型コロナウイルスワクチン接種事業費(R2年度～R5年度)について

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金各交付要綱に基づき実施する事業として国へ申請し交付を受ける。

4款 衛生費 1項 保健衛生費 3目 予防費

単位:千円

| 節名       | R2     | R3        | R4      | R5      |
|----------|--------|-----------|---------|---------|
| 報酬       |        |           |         |         |
| 報償費      |        | 264       | 108     | 9       |
| 旅費       |        |           |         |         |
| 需用費      | 19,360 | 21,978    | 14,937  | 7,785   |
| 役務費      | 236    | 47,023    | 40,008  | 25,034  |
| 委託料      |        | 1,125,352 | 835,598 | 314,824 |
| 使用料及び貸借料 |        | 31,195    | 48,195  | 22,408  |
| 備品購入費    | 3,316  | 1,769     | 56      |         |
| 負担金・交付金  |        |           |         | 5,382   |
| 計        | 22,912 | 1,227,581 | 938,902 | 375,442 |

## 2. 感染防止・社会経済等に係る各種対策

### (1) 市民への対策

#### ア. 特別定額給付金(R2.5.7～R2.9.7)

令和2年4月の緊急事態宣言を受け、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、住民基本台帳に記録されている市民一人あたり10万円を給付した。

(給付実績:166,972人、16,697,200千円)

### (2) 飲食店、商業・工業等事業所への対策

#### ① 飲食店、商業関係

##### 【飲食店等への感染防止対策】

#### ア. 飲食店に対する感染防止対策の呼びかけ、見回り

R2.4月の緊急事態宣言を受け、夜間小山駅周辺を中心に市職員による飲食店の見回りを実施。時短要請時刻を過ぎて営業している店舗については、県へ報告を行った。

#### イ. 遊技施設への休業の要望

R2.4月の緊急事態宣言を受け、栃木県が行った遊技施設等の使用制限の要請に併せて、市内遊技施設に対して休業要望を行い、全ての店舗にご協力いただいた。  
(R2年当時:市内店舗数12、自主休業店舗3、休業店舗9)

#### 【事業者等への支援】

#### ア. 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業融資制度利子補給金(R2.3.6～R3.3.31)

市制度融資を利用する中小企業者等が、感染症の影響により業績が悪化している場合に、当該融資の利子の一部を補助することで、円滑な業績の回復を推進し経営の安定を図る。

交付決定件数 186件

#### イ. 新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者経営改善資金利子補給金(R2.3.25～継続中)

(株)日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金の融資を利用する小規模事業者が、感染症の影響により業績が悪化している場合に、当該融資の利子の一部を補助することで、円滑な業績の回復を推進し経営の安定を図る。

交付決定件数 8件(R5.3.31時点)

2. 感染防止・社会経済等に係る各種対策

(2) 飲食店、商業・工業等事業所への対策

ウ)事業継続支援金(R2.5.7～R3.1.29)

感染症の影響により売上高が減少した事業者の事業継続を支援。  
R2年度 267件

エ)持続化給付金つなぎ資金(R2.5.7～R3.1.29)

感染症の影響により売上高が減少した事業者が、国の持続化給付金を申請し給付されるまでの期間につなぎ資金として貸付けすることにより当面の事業継続を支援。  
R2年度 4件

オ)小山市感染拡大防止対策取組事業者支援金(R2.6.29～R3.3.31)

不特定多数の市民と対面での接客を伴う事業所において、感染防止対策の取り組みとして機器・備品等を導入する際に助成することで、新しい生活様式の普及を図る。  
R2年度 174件

カ)小山市賃料割引事業所オーナー支援事業補助金(R2.7.1～R3.1.29) 感染症の影響により、売上が減少している市内事業者の家賃の軽減を図り事業継続を支援するため、賃貸する店舗家賃を減額した賃貸人に対して、減額した家賃の一部を補助。  
R2年度 65件

キ)小山市中小企業者等一時支援金(R3.4.12～R3.6.30)

令和3年1月に発令された国の緊急事態宣言に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛により業績が悪化し、売上が減少した市内事業者の事業継続を支援。  
R3年度 47件

ク)小山市中小企業者等一時支援金(第2弾)(R3.9.15～R4.2.28)

令和3年8月に発令された国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業や営業時間の短縮若しくは不要不急の外出・移動の自粛等の影響を受け、売上が減少した市内事業者の事業継続を支援するため、国の「月次支援金」又は栃木県の「事業継続支援金」を受給した事業者に上乗せする支援金を支給。  
R3年度 312件

ケ)小山市とちまる安心認証取得奨励金(R3.12.24～R5.2.28)

市内飲食店における感染防止対策の徹底と、利用者が安心して利用できる環境整備のため、栃木県が行う飲食店への感染防止対策認証制度である「とちまる安心認証」の認証を受けた飲食店に奨励金を交付。  
R3年度 275件  
R4年度 61件

## (2) 飲食店、商業・工業等事業所への対策

### ②工業関係

#### ア. 雇用調整助成金利用促進補助事業(R2.6月～R4.2月)

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働者を一時的に休業させる場合において、国が交付する雇用調整助成金制度を活用して当該労働者の雇用の維持を図ろうとした市内の中小企業事業主に対し、1事業者あたり一律5万円を交付することで、雇用調整助成金制度の利用促進及び当該中小企業の経済的な負担尾軽減を図る。

R2年度 325件

R3年度 42件

#### イ. 伝統産業支援事業(R3.4月～R4.3月)

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている伝統産業を主たる業種としている事業者及び団体のものづくり等を支援するため、事業者等に対し、原材料費及び又は新商品開発費、普及宣伝に係る費用等を支給。(上限20万円)

対象となる工芸品:結城紬、下野しぼり・下野人形、間々田紐、  
家紋帳筆筒・ダルマ戸棚

R3年度 14件

#### ウ. 抗原検査キット購入助成事業(R3.9月～R4.3月)

従業員等に抗原検査を実施するため、事業主が検査キットを購入した費用を助成(対象経費の2/3、上限30万円)

R3年度 13件

#### エ. 新しい働き方支援事業(R3.9月～R4.3月)

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークに取り組む事業者が、シェアオフィス等の賃料を含むテレワーク環境の整備に要した経費について助成する。(①事務所整備費:上限100万、事務所を賃借した場合の賃料:上限100万)

R3年度 3件

#### オ. エネルギー価格高騰対策事業(R4.11月～R5.3月)

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰により、経営に大きな影響を受けている中小企業に対し、負担軽減を図ることを目的とした支援金を交付する。

対象経費:R4.4～12月のうち任意の連続する3ヶ月間の燃料購入費及び電気料金から、前年同期の同経費を差し引いた金額

補助額:対象経費の1/2上限30万円

R4年度 258件



### (3)高齢者・障がい者・妊産婦・こども等への支援

#### ①高齢者施設等への支援

高齢者施設等における感染対策や、必要なサービスを継続的に提供する体制の確保及び在宅高齢者が安心して生活するための感染防止対策等への支援。

#### 【高齢者施設への支援】

##### ア. 感染症対策に必要な衛生資材の供給

全国的な衛生資材の供給逼迫に対応するため、市がマスク、消毒液等の衛生資材を一括で購入し、県供給分や寄付文と併せて事業所へ配布し、感染症対策の徹底を支援した。

##### (感染防止に向けた取組み)

###### ア)衛生用品の配布

- R2.4月 市内全事業所(マスク152,500枚)県・市・寄付分
- R2.6月 市内全事業所(ガウン6,600枚、手袋等)市
- R3.通年 市内全事業所(マスク122,800枚、手袋等)県
- R4.通年 市内全事業所(マスク122,800枚、手袋等)県

###### イ)消毒液の配布

- R2.4月 市内全事業所(572ℓ)

##### (感染者発生時の取組み)

###### ア)介護サービス事業所等クラスター対策支援事業

- R3.通年 クラスター発生事業所(備蓄衛生資材支援)
- R4.通年 クラスター発生事業所(備蓄衛生資材支援)
- R5.通年 クラスター発生事業所(備蓄衛生資材支援)

##### イ. 検査費用の助成等

感染拡大防止対策として、介護事業所でのクラスター(感染者集団)発生の防止及び事業所職員の感染不安の軽減を図るために実施した。

##### (感染防止に向けた取組)

###### ア)高齢者施設新規入所者PCR検査費用補助事業

- R2.通年 8人
- R3.通年 43人

###### イ)通所及び訪問介護事業所等職員PCR検査補助事業

- R3.通年 2,044人(165事業所)
- R4.通年 1,544人(122事業所)

##### ウ. 速やかな情報提供

市内介護サービス事業所に対し、随時、国、県等からの「人員、運営基準等の臨時的な取扱い」等について速やかな情報提供及び感染拡大防止の注意喚起を行った。

また、栃木県が実施した「在宅要介護高齢者受入体制整備事業」において、対象者の受入に向けた情報提供等を行った。

## ①高齢者施設等への支援

### (感染者発生時に備えた取組)

ア)感染者発生時の対応及び感染防止対策の啓発等

R2.3月 市内全事業所

R3.通年 市内全事業所

R4.通年 市内全事業所

R5.通年 市内全事業所

### (在宅要介護高齢者受入)

ア)在宅要介護高齢者受入体制整備事業への協力

R3.3月～R5.9月 実績3人

### 【高齢者への支援】

#### ア. 感染症対策に必要な衛生資材の供給

在宅一人暮らし高齢者へ感染予防のため衛生資材(マスク)と自粛生活によるフレイルの予防啓発及び高齢者サポートセンターの連絡先等のチラシを配付した。

### (感染防止に向けた取組)

ア)在宅一人暮らし高齢者支援

R2.5月 マスク10,000枚(85歳以上)

### イ.速やかな情報提供

市内6カ所に設置されている「高齢者サポートセンター」の職員が自粛生活による閉じこもり気味な高齢者に対して実態把握調査を行い、困りごとの相談や介護予防の啓発を行った。

### (感染者発生時に備えた取組)

ア)高齢者サポートセンターによる高齢者宅実態把握調査の実施

R2.5月 訪問件数1,142人

### ウ. 新型コロナワクチン接種の推進

接種会場までの移動が困難な高齢者を支援するため、自宅から接種会場まで使用できるタクシー券を交付し一部助成を実施した。

### (感染防止に向けた取組)

ア)新型コロナワクチン接種に関わる高齢者移動支援事業

R2.通年 利用者 190人

R3.通年 利用者 1,399人

R4.通年 利用者 796人

②障害福祉サービス施設等への支援

障害福祉サービス施設等における感染対策や、必要なサービスを継続的に提供する体制の確保への支援。

【障害福祉サービス施設等への支援】

ア. 感染症対策に必要な衛生資材の供給

全国的な衛生資材の供給逼迫に対応するため、市がマスク、ガウン等の衛生資材を購入し、国・県供給分や寄付分と併せて市内事業所へ配布し、感染症対策の徹底を支援した。

ア) 感染防止に向けた取組み

- R2.3月～7月 市内全事業所対象  
(マスク263,310枚、ガウン5,000枚、手袋等)
- R3～R4 通年 市内全事業所  
(マスク133,000枚、手袋470,000枚、消毒液等)

イ) 感染者発生時の取組み

- R3.通年 陽性者発生事業所  
(備蓄衛生資材支援、無料検査制度申請支援)
- R4.通年 陽性者発生事業所  
(備蓄衛生資材支援、無料検査制度申請支援)
- R5.通年 陽性者発生事業所  
(備蓄衛生資材支援)

イ. 速やかな情報提供

感染防止に向けた取組み

ア) R2～随時 市内の全事業所対象

国・県等及び市が発信する感染防止対策の徹底に関する情報提供を行った。

イ) R2～随時 市内の全事業所対象

厚生労働省作成の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(入所系／通所系／訪問系)」を配布・配信し感染拡大防止の注意喚起を行った。

### ③妊産婦・こども等への支援

コロナの影響で不安を抱えている妊産婦等への支援や、就労している保護者が利用する保育所における感染防止対策の推進等。

#### 【妊産婦等への支援】

##### ア. 妊婦へのマスク配布

全国的な衛生資材の供給逼迫に対応し、特に感染による不安の強い妊婦に対し、国から支給されたマスク及び市独自で確保したマスクを支給。

##### ア)国からのマスク配布

R2年4月時点で妊娠中、またはR2.4月以降に妊娠届出をした妊婦に対し、布マスクを毎月2枚/人ずつ配布。

R2.4月～10月 2,400枚

##### イ)市独自のマスク配布

R2年5月時点で妊娠中、またはR2年5月以降に妊娠届出をした妊婦に対し、寄贈された不織布マスクを5枚/人ずつ配布。

R2.5月～10月 5,000枚

#### イ. オンライン相談体制の整備

感染拡大から、不安や悩みを抱えながらも、相談窓口への来所や教室等への参加を躊躇する妊産婦に対して、オンラインでの相談環境を整備した。(オンライン相談用のパソコン3台を購入)

①個別相談 ②ママカフェオンライン

#### 【産科医療機関等への支援】

##### ア. 産後ケア事業を行う施設にける感染拡大防止対策事業

産後ケアを行う施設に勤務する職員及び利用者向けにマスクや消毒用エタノール等の一括購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行うことで、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、安心して利用者がケアを受けられるようにする。

【対象】産後ケア受託機関 6施設

【内容】1施設当たり

消毒液15kg、マスク1,000枚、フェイスシールド250枚、  
ガウン200枚、グローブ500組

### ③妊産婦・こども等への支援

#### 【保育園等を利用する保護者への支援】

##### ア. 認定こども園・保育園(所)への通園自粛世帯への保育料返還及び還付

新型コロナウイルス感染防止のため、認定こども園等への通園自粛を行った世帯へ、保育料の返還及び還付を実施。

###### ○認定こども園

| R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------|------|------|------|
| 97件  | 664件 | 956件 | 394件 |

###### ○保育園(所)

| R元年度 | R2年度   | R3年度   | R4年度   |
|------|--------|--------|--------|
| 287件 | 2,494件 | 2,873件 | 1,101件 |

##### イ. 保育園・認定こども園への通園自粛世帯への副食費返還及び保育所通所自粛世帯への副食費還付

新型コロナウイルス感染防止のため、保育園・認定こども園への通園自粛を行った世帯への副食費の返還及び保育所通所自粛世帯への副食費還付を実施。

###### ○保育園

| R元年度 | R2年度   | R3年度 | R4年度 |
|------|--------|------|------|
| 103件 | 1,297件 | 447件 | 263件 |

###### ○認定こども園

| R元年度 | R2年度   | R3年度   | R4年度 |
|------|--------|--------|------|
| 229件 | 2,264件 | 1,740件 | 400件 |

###### ○保育所

| R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------|------|------|------|
| 29件  | 511件 | 155件 | 81件  |

##### ウ. 認可外保育施設通所自粛世帯への給食費還付

新型コロナウイルス感染防止のため、認可外保育施設通園自粛世帯への給食費の還付を実施。

R元年度～3年度 0件

R4年度 120件

##### エ. 幼稚園通園自粛世帯への副食費返還

新型コロナウイルス感染防止のため、認可外保育施設通園自粛世帯への給食費の還付を実施。

| R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------|------|------|------|
| 55件  | 166件 | 315件 | 1件   |

### ③妊産婦・こども等への支援

#### オ. 学童保育クラブへの通園自粛世帯への保育料返還

新型コロナウイルス感染防止のため、学童クラブへの通園自粛を行った世帯へ、保育料の返還を実施。

| R 元年度  | R2年度   | R3年度   |
|--------|--------|--------|
| 1,036件 | 6,471件 | 4,541件 |

#### カ. 認可外保育施設への通所自粛世帯への保育料返還

新型コロナウイルス感染防止のため、認可外保育施設への通園自粛を行った世帯へ、副食費の返還を実施。

| R 元年度 | R2年度 | R3年度 |
|-------|------|------|
| 0件    | 41件  | 77件  |

#### 【県供給分や寄付分の感染症対策に必要な衛生資材の供給】

##### ア. 県供給分や寄付分を核施設(民間・公立)へ配布

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| R2年度 | フェイスシールド | 600個    |
|      | マスク      | 64,000枚 |
| R3年度 | マスク      | 62,000枚 |
|      | ビニール手袋   | 184ケース  |

#### 【各幼児施設等に対する感染症対策】

新型コロナウイルス感染防止のため、各施設に対し、衛生資材の購入及び購入補助を実施。

##### ア. 公立保育所の感染症対策に必要な衛生資材の購入

R元年度 消毒液 20ケース、空気清浄機 50台

R2年度 マスク 1,000枚、非接触型体温計 50個、消毒液等

R3年度 除菌機器 101個、ウェットティッシュ 1,260個  
消毒液等

##### イ. 学童保育施設等への衛生資材等の購入補助

R3年度 学童保育施設 55施設、児童センター 2施設

##### ウ. 認可外保育施設への 衛生資材等の購入補助

R2年度 認可外保育施設 14施設

R3年度 認可外保育施設 7施設

#### 【施設等に対する速やかな情報提供】

市内保育園(所)・認定こども園等幼児施設に対し、随時、国、県等からの新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応に関する速やかな情報提供及び感染防止の注意喚起を行った。

### ③妊産婦・こども等への支援

#### 【職場における積極的な検査等の実施】

##### ア. 抗原簡易キットの配布事業

R3年6月 公立保育所 260個 私立保育園 750個  
認定こども園 500個 学童保育施設 540個  
＊ 厚労省新型コロナウイルス感染対策推進本部から  
市を經由し幼児施設に配布

R3年9月 公立保育所・私立保育園・認定こども園・学童保育  
施設に厚労省から直接送付

#### 【虐待・貧困家庭への支援】

##### ア. 虐待・貧困家庭昼食支援事業

新型コロナウイルスの影響による失業や学校の休校、外出の自  
粛等により、児童虐待や家庭の貧困リスクが高まっていることか  
ら、支援が必要な児童に対して緊急的に昼食等を提供し、併せ  
て訪問時に各家庭や児童の状況確認を行った。(NPO法人に事  
業を委託)

R2年度 112世帯 1,628回配食  
R3年度 126世帯 3,130回配食  
R4年度 115世帯 1,500回配食

#### イ. 臨時給付金

##### ア) R2年度 各種臨時給付金の給付

###### ①子育て世帯への臨時特別給付金

コロナ禍における物価高騰等の対策として、真に生活に困って  
いる子育て世帯の方々への支援を強化するために、給付金を支  
給した。

支給額 1万円／人 件数 13,074件

###### ②ひとり親世帯への臨時特別給付金

コロナ禍における物価高騰等の対策として、真に生活に困って  
いるひとり親世帯の方々への支援を強化するために、給付金を  
支給した。

支給額 5万円／人 件数 3,163件

###### ③妊婦臨時応援給付金

コロナ禍における物価高騰等の対策として、真に生活に困  
っている妊婦の方々への支援を強化するために、給付金を  
支給した。

支給額 5万円／人 件数 1,019件



## ③妊産婦・こども等への支援

### イ)R3年度 各種臨時給付金の給付

#### ①子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の方々に對し、給付金を支給した。

支給額 5万円／人 件数 27,099件

#### ②低所得子育て世帯特別給付金(ひとり親・その他の世帯)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯、その他の世帯の方々に對し、給付金を支給した。

支給額 5万円／人

件数 ひとり親1,205人、その他820人

### ウ)R4年度 各種臨時給付金の給付

#### ①子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親・その他の世帯)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯、その他の世帯の方々に對し、給付金を支給した。

支給額 5万円／人

件数 ひとり親1,733人、その他1,188人

\*R5年度も子育て世帯生活支援特別給付金の支給を実施。

## (4) 災害時の対策

新型コロナウイルス感染症の流行下において災害が発生し、避難所を開設する場合に備え、避難所における基本的感染対策等、新たな感染対策の観点を取り入れた対策について、関係部署間で調整・検討を実施。

### ア. 研修会の開催

目 的 避難所における感染者対応を想定した感染症対策について学ぶ。

対 象 庁内保健師

実施日 R2.10.1(木)

内 容 「感染症対策」

①新型コロナウイルス等感染症対策の基本

②ガウンテクニックの実習

講 師 新小山市市民病院 医療安全対策部院内感染対策室長  
感染管理認定看護師

### イ. 県南健康福祉センターとの会議等

①「新型コロナウイルス感染症自宅療養者災害時対応に係る協議」

日 時 R3.8.5

参加者 県南健康福祉センター管内市町

(小山市:危機管理課・健康増進課)

## (4) 災害時の対策

### ②災害時体制についての打合せ

開催日 R4.6.14

内 容 自宅療養者への宿泊療養書の案内について  
陽性者に関する情報提供について

参加者 県南健康福祉センター・危機管理課・健康増進課

### ウ. 避難所設営等に関する庁内打合せ

#### ①R2.5.13

内 容 避難所等における感染評価用紙(案)の作成、  
避難所で使用するマスク・防護服等の確保について  
避難所としてのホテル等宿泊先の確保について他

参加者 危機管理課・健康増進課・地域包括ケア推進課

#### ②R3.7.16

内 容 避難所等における感染評価用紙の変更について  
避難所で使用するマスク・防護服等の確保について

参加者 危機管理課・健康増進課

#### ③R3.8.6

内 容 県「自宅療養者の災害時対応に係る協議」をふまえた  
確認事項について

①協議で示された内容の概要

②自宅療養者への対応のフローから確認すべきこと

参加者 危機管理課・健康増進課

#### ④R4.6.21

内 容 避難所開設訓練

参加者 各避難所の開設に係る職員、保健師等

#### ⑤R4.7.5

内 容 自宅療養者用避難所の現地確認及び課題の共有

参加者 危機管理課・健康増進課

#### ⑥R4.8.23

内 容 発生届の簡略化に伴う陽性者の情報提供範囲の縮小  
に係る避難所運営への影響について

自宅療養者用避難所への職員の配置について等

参加者 危機管理課・職員課・健康増進課

## (5)学校における対応

学校における感染防止対策を徹底し、児童生徒の学びの保障のため、学校教育活動を継続するための取組みの実施。

### ア. 学校における感染症対策の徹底について

- ①「小山市立小・中・義務教育学校 学校運営ガイドライン」の策定(感染防止対策の新しい情報や知見が得られた場合などに随時改定 ver.12まで改定)
- ②臨時休業の判断の根拠となる基準の設定
- ③新型コロナウイルス感染症の対応等Q&Aの作成
- ④新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒や保護者への注意喚起と感染予防の啓発
- ⑤感染状況に応じて感染防止対策の徹底のための通知を発出
- ⑥感染状況に応じた学校教育活動の実施(分散登校、部活動の中止等)
- ⑦「学校等欠席者・感染症情報システム」による市内児童生徒の感染状況の把握
- ⑧学校給食における給食当番留意事項及び会食時の留意事項の明示
- ⑨学校給食配膳のための児童生徒用使い捨て手袋の配付
- ⑩学校給食における新型コロナウイルス感染症予防の対応や留意点について学校や委託業者に啓発

- ⑪消毒液(グリーンアクア原液水、ハセツパー水、弱酸性除菌水、高濃度エタノール他)の配布
- ⑫防護服、マスク、フェイスシールドの配布
- ⑬スポットクーラー、レバー式蛇口、非接触体温計、拡声器の配布
- ⑭コロナ感染者が発生した学校の消毒作業業務委託
- ⑮CO<sub>2</sub>濃度測定器の配布(653個)

### イ. 学校教育活動の継続

- ①「新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえた中学校義務教育学校後期課程の部活動について」策定(感染防止対策の新しい情報や知見が得られた場合などに随時改訂ver.10まで改訂)
- ②「新型コロナウイルス感染症対策時における修学旅行等のガイドライン」策定(感染防止対策の新しい情報や知見が得られた合などに随時改訂 ver.4まで改訂)
- ③教職員の資質向上対策の継続(教職員研修のオンライン化、時間短縮、三密回避)
- ④学校休業中における通知作成のための消耗品等配布及び郵送料の配当

(5)学校における対応

ウ.児童生徒・保護者への対応

- ①教育長メッセージの発信  
(R2.4.10、R2.7.14、R3、8.26)
- ②臨時休業期間中の学習対策を検討する「小山市学習支援委員会」の設置
- ③小山市学習支援委員会が作成した紙資料「学習の手引き」及び動画資料「小山市英語学習動画のページ」(ALTが英語学習に関する動画を作成し、市内の児童生徒向けに公開)の活用
- ④各学校単位でホームページに児童生徒へのメッセージ動画の公開
- ⑤臨時休業中の児童生徒の体力維持に係る参考資料の情報提供
- ⑥臨時休業中の食生活の留意点等についての情報提供
- ⑦児童生徒に対する相談機関一覧の情報提供
- ⑧保護者向けストレス対処法に関する啓発資料の情報提供
- ⑨児童生徒のこころのサポート事業(特別支援教育サポーター、心の相談員の増員)
- ⑩児童生徒夏季給食費応援無償化事業(R2 夏季休業短縮による学校給食回数増加分の給食費1ヶ月分を無償にする)
- ⑪児童生徒給食スタート応援事業(R2. 6月の学校再開に伴う給食スタート時におやま和牛を取り入れる・生産者支援も含まれる)
- ⑫修学旅行のキャンセル料への補助
- ⑬臨時休業中の虐待リスク増加を踏まえた対応の通知発出  
(子育て家庭支援課連名)
- ⑭臨時休業期間中の巡回についての小山警察署との情報共有
- ⑮学習応援事業として家庭学習を支援するために図書カード(2千円分)を市内の全児童生徒(13,463人)に配布

## (5)学校における対応

### エ. 給食業者等への支援

- ①学校臨時休業対策補助金学校給食返還事業(R2.3月の学校臨時休業にかかる給食費返還の手数料及び給食食材費の一部を納入業者に対し補助)
- ②学校給食食材納入者支援事業(新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した学校給食食材納入業者に対する補助)

### オ. 学びの保障のためのICT環境整備

- ①児童生徒用タブレット端末整備
  - ・ 対象校 小学校:24校 中学校:10校 義務教育学校:1校
  - ・ 整備台数 11,500台  
(Wi-Fi端末:9,500台、LTE端末:2,000台)

- ②家庭学習のための通信回線整備
  - ・ Wi-Fi環境未整備の家庭に貸与するLTE端末で使用するモバイル回線を整備
  - ・ 整備回線数:2,000回線
- ③学校からの遠隔学習機能の強化
  - ・ 学校からの遠隔学習に使用する電子黒板や遠隔学習用マイクの整備、インターネット接続環境の高速化等
  - ・ 電子黒板:382台
  - ・ 遠隔学習用マイク:565台
  - ・ インターネット接続回線高速化:29校
- ④ICT推進に係る人的支援等
  - ・ 全小学校・中学校・義務教育学校にICT支援員を派遣(各校月1回2単位時間+必要に応じて追加)
  - ・ 遠隔学習を推進するための教職員研修の実施

(5)学校における対応

カ 小山市における一斉臨時休業の経緯と対応

| 日付         | 内容       | 備考                                                                                                                                                                                                       |
|------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2.2.20(木) | 教育委員会打合せ | コロナウイルス感染症への対応について、検討開始。<br>1予防対策の確認<br>①状況変化の確認 ②基本対策(手洗い、うがい、咳エチケット等)③出席停止の目安<br>④教室の環境管理(換気等)⑤行事への対応 ⑥指導要録上の取扱い<br>2発生した場合の対応の確認<br>①県南健康福祉センター、県教委と情報共有し市教委、学校の対応の確認<br>②学校の対応の確認(出席停止の措置、濃厚接触者の特定等) |
| R2.2.21(金) | 通知発出     | 以下の2点について市教委より文書を発出<br>1学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について<br>2児童生徒に新型コロナウイルスが発生した場合の対応について                                                                                                                   |
| R2.2.23(日) | 教育委員会打合せ | 1国内の発生状況確認<br>2発生時の対応確認(臨時休業への対応)<br>3予防対策の検討(児童生徒の登校前検温実施)<br>4今後の行事への対応について検討(高校入試、卒業式、令和2年度修学旅行、部活動等)                                                                                                 |
| R2.2.24(月) | 通知発出     | ・登校前検温実施について、保護者宛て通知を学校へ                                                                                                                                                                                 |
| R2.2.26(水) | 教育委員会打合せ | 1今後、教職員や児童生徒に感染が確認された場合の対応について確認<br>2感染者がいない場合の積極的な臨時休業について検討<br>(1)臨時休業の可否について<br>(2)臨時休業を実施した場合の課題について<br>(3)実施時期について<br>3卒業式のもち方2/27の校長会で検討<br>4部活動について                                               |

(5)学校における対応

カ 小山市における一斉臨時休業の経緯と対応

| 日付         | 内容          | 備考                                                                                                                                                               |
|------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2.2.27(木) | 教育委員会打合せ    | 校長会からの意見聴取<br>1臨時休業について 2卒業式について<br>3修学旅行について 4部活動について                                                                                                           |
| R2.2.27(木) | 教育委員会打合せ    | 内閣総理大臣の「臨時休業要請」を受けて、今後の対応についての協議                                                                                                                                 |
| R2.2.28(金) | 総合教育会議      | 「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)対策について」                                                                                                                                     |
| R2.2.29(土) | 教育委員会打合せ    | ・ 卒業式、修了式、入学式の在り方について                                                                                                                                            |
| R2.3.1(日)  | 教育委員会打合せ    | ・ 卒業式の保護者の参加について                                                                                                                                                 |
| R2.3.2(月)  | 臨時休業開始      | ・ 内閣総理大臣の要請を受け、3/24(火)まで臨時休業を決定<br>・ 学童保育が児童の受入れ実施<br>・ 市非常勤職員、学校教職員が学童を支援<br>・ 学校施設を学童保育に開放<br>・ 学校からはHP、メール等により学習、健康等に関する情報提供を行う<br>・ 市の学習支援サイト「Eライブラリ」により学習支援 |
| R2.3.5(木)  | 栃木県立高校入試    | ・予定どおり実施 3/11(水)合格者発表                                                                                                                                            |
| R2.3.10(火) | 中・義務教育学校卒業式 | ・ 全校で実施<br>・ 在校生不参加(絹義務教育学校を除く)<br>・ 保護者参加(一部の学校では教室でテレビ中継を視聴)<br>・ 来賓不参加、祝辞等省略により時間短縮                                                                           |



(5)学校における対応

カ 小山市における一斉臨時休業の経緯と対応

| 日付         | 内容                 | 備考                                                                                                                       |
|------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2.3.19(木) | 小学校卒業式             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 全校で実施</li><li>・ 在校生不参加</li><li>・ 保護者参加</li><li>・ 来賓不参加、祝辞等省略により時間短縮</li></ul>    |
| R2.3.23(月) | 臨時教育委員会            | 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業の取扱いについて」                                                                                       |
| R2.3.24(火) | 臨時休業終了             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 修了式は21校(小学校10校、中学校9校、義務教育学校1校)で実施</li><li>・ 修了式を実施しない学校は保護者が来校し通信表を受取り</li></ul> |
| R2.3.25(水) | 春休み開始              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童生徒の健康保持のため、各学校の校庭等を開放</li></ul>                                                |
|            | 市教委より学校へ学校再開の通知を発送 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「学校再開ガイドライン」に基づき、4月8日(水)の学校再開を決定し、学校へ通知</li><li>・ 学校より保護者宛て学校再開の通知を発送</li></ul>  |
| R2.4.2(木)  | 臨時教育委員会            | 「小山市立小・中・義務教育学校における教育活動の再開等について」                                                                                         |
| R2.4.3(金)  | 臨時教育委員会・<br>総合教育会議 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 4/9(木)～12(日)まで臨時休業を延長</li><li>・ 4/13(月)から再開予定とする</li></ul>                       |
| R2.4.7(火)  | 春休み終了              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中学校は登校日 入学式の会場準備等</li></ul>                                                      |
|            | 臨時教育委員会・<br>総合教育会議 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 7都府県に緊急事態宣言</li><li>・ 4/13(月)から4/24(金)までの休業再延長を 決定</li></ul>                     |

(5)学校における対応

カ 小山市における一斉臨時休業の経緯と対応

| 日付          | 内容                 | 備考                                                                                                                     |
|-------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2.4.8(水)   | 小中学校始業式            | ・「密閉」「密集」「密接」(3密)に十分注意し、実施                                                                                             |
|             | 中学校入学式             | ・ 3密への対応、参加者の制限、時間短縮を行い、実施                                                                                             |
| R2. 4.9(木)  | 小学校入学式             | ・ 3密への対応、参加者の制限、時間短縮を行い、実施                                                                                             |
| R2. 4.13(月) | 校長会役員を交えて協議        | ・ 知事からの要請を受け、休業期間中は児童生徒を学校に集めないことを確認                                                                                   |
| R2. 4.16(木) |                    | ・ 5/6まで全国に緊急事態宣言                                                                                                       |
| R2.4.17(金)  | 臨時教育委員会・<br>総合教育会議 | ・ 4/25(土)から5/6(水)までの休業再再延長を決定                                                                                          |
|             | 校長会役員を交えて協議        | ・ 学校での児童預かりを終了することを確認                                                                                                  |
| R2.4.23(木)  | 教育委員会打合せ           | ・ 市教委指導主事が分担して、児童生徒への学習支援を進めていくことを確認・紙ベースとオンラインを組み合わせで実施<br>・ 5/11(月)から運用できるようにする                                      |
| R2.4.24(金)  | 教育委員会打合せ           | ・ 学習計画表を学校に発出<br>・ 児童生徒が今年度の教科書の予習が進められるよう教科ごとに代表の先生に集まってもらい「学習支援委員会」を発足するので、準備を進める<br>・ オンラインの活用も検討・図書カード納入は5/7、5/8予定 |

(5)学校における対応

カ 小山市における一斉臨時休業の経緯と対応

| 日付         | 内容                 | 備考                                                                                                                                                                                                    |
|------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R2.4.24(金) | 校長会役員を交えて協議        | <ul style="list-style-type: none"><li>・今年度の学習内容の予習の進め方について検討</li><li>・紙ベースを基本とし、与えた課題を回収・添削し児童生徒に戻すことで双方向性を持たせる</li><li>・動画配信を行うことで授業に近い形を確保する方向で進める</li><li>・すでに公開されている様々なデジタルコンテンツも利用していく</li></ul> |
| R2.4.26(日) | 学習支援委員会            | <ul style="list-style-type: none"><li>・各教科世話役校長、指導主事で今後の学習支援の進め方について検討・確認</li><li>・教科ごとに部会を開き、準備を進める</li></ul>                                                                                        |
| R2.4.27(月) | 「連休中の過ごし方」を保護者あて発出 | <ul style="list-style-type: none"><li>・保護者に注意喚起を行う</li></ul>                                                                                                                                          |
| R2.4.30(木) | 臨時教育委員会・総合教育会議     | <ul style="list-style-type: none"><li>・県立学校が5/31まで臨時休業を延長したことを受け、5/7日～5/31までの延長を決定</li></ul>                                                                                                          |
| R2.5.5(火)  | 臨時教育委員会            | <ul style="list-style-type: none"><li>「学校臨時休業期間中の児童生徒の登校及び夏休みについて」</li><li>・5/15から段階的に分散登校を実施することと夏季休業期間を8/1から8/16とすることを検討</li></ul>                                                                  |
| R2.5.6(水)  | 教育委員会打合せ           | <ul style="list-style-type: none"><li>・本県が緊急事態宣言の対象から外れたこと受け、今後の対応を協議</li></ul>                                                                                                                       |
|            | 総合教育会議             | <ul style="list-style-type: none"><li>・5月15日から段階的に分散登校を実施することと夏季休業期間を8月1日から8月16日とすることを決定</li></ul>                                                                                                    |
| R2.5.15(金) | 学校                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・分散登校が開始</li></ul>                                                                                                                                              |
| R2.5.19(火) | 臨時教育委員会・総合教育会議     | <ul style="list-style-type: none"><li>「学校臨時休業期間中の児童生徒の分散登校及び授業再開について」</li><li>・6月1日から通常登校を決定</li></ul>                                                                                                |

(5)学校における対応

カ 小山市における一斉臨時休業の経緯と対応

| 日付          | 内容      | 備考                             |
|-------------|---------|--------------------------------|
| R2.6.1(月)   | 学校      | 通常登校再開                         |
| R2.7.8(水)   | 臨時教育委員会 | 「令和2年度小山市立小・中・義務教育学校の修学旅行について」 |
| R2.7.12(日)  | 臨時教育委員会 | 「市内生徒の新型コロナウイルス感染に係る臨時休校について」  |
| R2.7.16(木)  | 臨時教育委員会 | 「市内生徒の新型コロナウイルス感染に係る臨時休校について」  |
| R2.12.22(火) | 総合教育会議  | 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について」      |

## (6)外国籍の方への支援

市内に外国籍の住民及び外国人を雇う企業が多いことを考慮し、外国人及び外国人を雇用する企業に対し、安心して日常生活が送れるための感染防止対策等への支援。

### 【感染防止対策等に関する周知】

#### ア. 外国人住民への周知

ア)おーラジを活用した多言語による新型コロナに関する情報を放送。

| 時期      | 言語                        |
|---------|---------------------------|
| R2. 4月～ | 英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語 |
| R2. 9月～ | 中国語をネパール語に変更              |

イ)小山駅中央自由通路に立て看板を設置し、多言語による注意喚起を実施。

内容:「マスクを付けよう」「手洗いとうがいをしよう」  
「密集しない」の3種類

言語:英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語

ウ)外国人相談員のSNSで情報発信。

R2.7月～

#### イ. 外国人を多く雇用している市内企業、学校等による働きかけ

##### 【新型コロナウイルス防止対策連絡会議】

外国人を多く雇用している市内企業、学校等による会議を開催し、情報共有を図り、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を強化した。

| 回数  | 開催日      |
|-----|----------|
| 第1回 | R2.7.17  |
| 第2回 | R3.4.21  |
| 第3回 | R3.10.14 |

#### ウ. 市内人材派遣企業連絡会議

市内の人材派遣会社同士で情報共有を図るため、メッセージアプリのグループ作成についての打合せ会議を開催した。

第1回 R3.5.21

## (6)外国籍の方への支援

### エ. その他の啓発等

ア)県と合同で、外国人雇用者数が多い企業訪問による多言語パンフレットを用いた従業員への周知啓発依頼

(R3.4.9 10社訪問)

イ)コロナ感染拡大に伴う多言語チラシ周知(外国人が利用するレストランやモスク、店等)(R3.4.16 10ヶ所)

ウ)新型コロナウイルスの感染対策とワクチン接種の支援依頼について(事業者訪問)

※県と合同(R3.10.4 10社)

### エ)外国人対象のワクチン接種への対応

外国人へのワクチン接種を促すため、外国人が接種しやすい日を5日間設け、多言語による通訳等を3日間配置した。

| 回数  | 通訳配置日   |
|-----|---------|
| 1回目 | R3.9.27 |
| 2回目 | R3.9.28 |
| 3回目 | R4.6.18 |

### オ)外国人全世帯への注意喚起通知文送付

市内在住の外国人全世帯に新型コロナに関する注意喚起の文書を通知した(4,483世帯に通知)

### カ)主要な事業所へのノンアルコールウェットティッシュの配布

外国人向けのフェイスブックの開設に伴い、フェイスブックのアドレスが入ったノンアルコールウェットティッシュを、市内の外国人を雇用している事業者、教会、モスク等に配布した(約7,000個配布)

(7)その他 検査費用助成等

ア. 新型コロナウイルス感染症抗原検査事業

新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した市内の社会福祉・児童福祉施設及び小・中・義務教育学校において、保健所の行政検査の対象外となったが、陽性者との接触などにより感染が懸念される者に対し、検査機関による抗原検査を実施した。

なお、抗原定量検査(抗原定量検査で擬陽性以上の結果がでた場合は、PCR検査も実施。

事業実施期間:R3.10.1～R5.3.31

事業実績

| 社会福祉・児童福祉施設実施分 |      |      |                  |
|----------------|------|------|------------------|
| 年度             | 施設数  | 件数   | 内訳               |
| R3             | 11ヶ所 | 244件 | 社会福祉施設4. 児童福祉施設7 |
| R4             | 3ヶ所  | 58件  | 社会福祉施設1. 児童福祉施設2 |

小・中・義務教育学校分

| 年度 | 件数   | 内訳                    |
|----|------|-----------------------|
| R3 | 756件 | 小学校19校、中学校6校          |
| R4 | 347件 | 小学校10校、中学校5校、義務教育学校2校 |

イ. 新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、感染者の早期発見及び治療につなげるため、医療機関においてPCR検査等を受検した者に対し、助成金を交付した。

事業実施期間:R3.10.1～R5.3.31

助成金額(上限):PCR検査 20,000円  
抗原定量検査 7,500円

事業実績

| 年度 | 申請数 | 検査別交付決定件数 |      | 不交付件数 |
|----|-----|-----------|------|-------|
|    |     | PCR       | 抗原定量 |       |
| R3 | 424 | 369       | 3    | 52    |
| R4 | 329 | 290       | 14   | 25    |

ウ. 新型コロナウイルス感染者(自宅療養者等)支援事業

新型コロナウイルスの感染により、自宅療養や家庭内に感染者がいることで外出を控えている世帯に対し、療養期間内の生活の一助となるよう、日常生活用品等を支給した。(原則年度内1世帯1回まで)

事業実施期間:R3.8.1～R5.3.31

事業実績

| 年度 | 申請件数  |
|----|-------|
| R3 | 1,245 |
| R4 | 503   |



## V. コロナ対応の評価と課題

### 1. 庁内組織体制

○対策本部は全庁的な組織体制として設置することができた。一方で、感染急拡大などの初期対応では、事務局を担う部署への応援体制などを予め想定しておく必要があった。また、感染症対応だけでなく、感染拡大に伴い、臨時給付金の給付や各種経済対策等、迅速な対応が求められる業務も多く、その都度、対策本部で対応を検討し協力体制を構築してきたが、業務内容に応じて、外部人材の登用・確保及び民間活力を導入する仕組みなどを整備しておく必要がある。

○ワクチン接種については、早期にワクチン接種に特化した組織を設置する必要があった。将来のパンデミックに備えては、ワクチン接種も含め大規模感染症対策を健康危機管理として捉え、対応の拠点として、一元的に担う組織編制も視野にいたした検討が必要である。

○感染拡大に伴い、各所属においてフェーズごとのBCPを見直す重要性が再確認された。

## 2.医師会・新小山市民病院との連携

- 市三役及び保健・教育関係部署、小山地区医師会、新小山市民病院と定期的に感染対策に関わる意見交換会を開催し、状況に合わせ、医学的知見を踏まえ、その都度必要な措置について、方針を決定することができた。
- ワクチン接種については、医師会・新小山市民病院から多大な支援を受け、集団接種並びに個別接種を円滑に遂行することができた。

## 3.議会との連携

- 毎月の議員説明会において最新の感染状況及びその対応について説明し、必要時タブレット配信により情報提供を行った。各地域では、市民からの問い合わせにもご対応いただくとともに、感染予防の啓発運動にも参加いただくなど積極的な協力が得られた。

## 4. 栃木県との連携

- 臨医療施設や宿泊療養施設が、市内に設置された場合、その所管が県となるため、情報発信について市が取り扱うことができず、問い合わせに関するジレンマが生じた。
- 県広域センターへの保健師派遣については、県の保健師等が行う疫学調査について学ぶ貴重な機会となった。また、県及び広域センターの対応状況や情報を把握し、市と県の連携強化を図る上でも有効であった。
- 県と市町の連携会議では、県からの方針説明と質疑応答が主であったが、市町同士の情報交換なども行えると、より効果的な取組につながったのではないかと考える。

## 5.情報発信

- 刻々と変わりゆく感染状況や、国の対策等についての情報提供を、市民に速やかに伝達することが困難であった。特に、緊急事態宣言下のような、人との交流が絶たれた状況においては、インターネットやSNSを利用しない市民への伝達手段について、ラジオや行政チャンネル、防災無線、広報車等を駆使したものの限界があった。一方で、広報紙などは配布までに情報内容が更新されてしまい、タイムリーに掲載することができなかった。
- 新型コロナウイルス感染症の対策を決定し、実施するにあたっては、医師会や新小山市民病院との情報共有・情報交換を行いながら取り組んできたが、国からの情報が直前まで示されなかったり、先にマスコミ報道がされたりすることもあり、対応に苦慮した。
- パンデミックで情報も交錯する中では、誤情報やフェイクニュースなどが広がることもあり、行政として正確な情報発信に努める必要がある。

○感染者情報の発信については、市町村に権限がないため、県の情報を市民に伝達することしかできなかったが、詳しい情報を知りたい市民にとっては、制度上のすみ分けについて、理解が得にくく、対応に苦慮した。

○県内の自治体や隣接県の情報発信の方法について、もっと情報収集を行い、対応に活かすべきであった。

○市HP等に掲載した市長のメッセージは、市民にとって強いメッセージ性を持っていたが、感染のフェーズに応じて、発信の頻度や内容を工夫することが必要であった。

○社会福祉施設(特に高齢者施設)でのクラスター発生情報は、県と市で迅速に共有することで、介護現場の職員や施設利用者がリスク回避できるような取組が必要である。

## 6.経済支援

- 感染症の蔓延は社会経済活動に大きな影響を及ぼし、特に休業や営業時間の短縮を余儀なくされた飲食業界を中心に甚大な被害を与えたため、迅速な経済対策が必要であった。
- 経済対策の実施にあたり、国や県、周辺自治体の動向を確認しつつ、商工会議所や商工会などの商工団体と連携を図りながら支援を行った。
- 経済対策における制度設計や事業者に対する周知、申請のサポートなど、商工団体の協力が不可欠であり、今後も情報を共有し連携を図る必要がある。
- 今後より迅速な支援を行うために、申請方法の電子化などの検討が必要である。電子化により、申請者の負担軽減に加え、事務処理を行う職員の負担軽減にもつながると考える。

## 7.ワクチン接種

- 当初、接種対象者に対して極少量のワクチンしか供給されなかったため、その扱いについて医師会と相談し、対策本部として「先着順」と決定し、接種を進めたところであるが、結果、非常に大きな混乱を招いた結果となった。
- その後全ての市民が接種対象となったため、大規模接種会場としてロブレを借用したことは、迅速に集団接種を進める一助となった。

## 8.その他

- 自宅療養者の支援では、市で行う生活支援内容を健康福祉センターに伝えたものの、交代制でセンターに応援派遣されている臨時職員にまで十分情報が行き届かず、市と県の説明に齟齬が生じることがあった。



- 衛生物品については、マスクやアルコール等が、一時市内でも入手困難な状況になったが、寄付等も活用し、必要な市民等に配布することができた。一方で、今後の新興感染症や再興感染症の発生を考えると、マスク・アルコール・飛沫防止用フェイスシールド・医療用ゴム手袋・医療用防護服等の衛生用品の長期的な備蓄計画を立案し、医療機関や社会福祉施設等への配布も念頭においたローリングストックを行う必要がある。
- 感染拡大により対面型の会議等が開催できない一方で、オンラインによる会議や研修会が普及したことで、職員だけでなく、関係機関や市民もオンラインを活用しWEB上でつながる仕組みが構築された。これにより、遠方の会場や厳しいスケジュールでも会議等に容易に参加できるようになったことは、評価できる。
- また、感染防止の観点から在宅勤務ができるよう、ハード・ソフト両面の環境整備が進んだこともコロナ禍の副産物として今後に十分活用することができる。

## おわりに

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に季節性インフルエンザと同様の5類に変更され、早くも1年が経過しました。この1年間、市内においては大きな混乱もなく、徐々に「普通の感染症」として、市民生活もコロナ前に戻りつつあります。

国はコロナ禍を教訓に、令和5年9月に「内閣感染症危機管理統括庁」を新たに発足させ、平時の準備、感染症危機発生時の初動対応等を一元的に担い、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制整備に着手しました。

本市においても、今回のコロナ禍での教訓を活かし、平時からの関係機関との連携を含む備えを強化し、感染症発生時に迅速かつ効果的な対応ができるよう、今後示される国の感染症対策の行動計画等をふまえ、感染症に関わる対策等を見直し、市民の皆様の安心・安全な暮らしを守るために取組んでまいります。